



事 務 連 絡

令和2年5月13日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校  
及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの  
送付について（5月13日時点）

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等については、令和2年3月24日付けで通知<sup>\*1</sup>し、3月26日付けで教育活動の再開等に関するQ&Aをお示ししたところですが、緊急事態措置の対象が全国に広がったことを受け発出した4月17日付け事務次官通知<sup>\*2</sup>、学校が臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項等を示した4月21日付け初等中等教育局長通知<sup>\*3</sup>及び学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫を示した5月1日付け初等中等教育局長通知<sup>\*4</sup>等を踏まえ、新たに別紙のとおりQ&Aを更新いたしました。

なお、これらの情報については、令和2年5月13日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。



- ※1 令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（別添参考資料1）
- ※2 令和2年4月17日付け文部科学事務次官通知「「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について（通知）」（別添参考資料2）
- ※3 令和2年4月21日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）」（別添参考資料3）
- ※4 令和2年5月1日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」（別添参考資料4）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線2918）

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校  
及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & A  
(令和2年5月13日時点)

<目次>

※下線を引いている問が前回から更新、追加したものとなります。

I 学校再開について

【保健管理等に関すること】

- 問1 3つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいか。【更新】
- 問2 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。
- 問3 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。
- 問4 児童生徒等の健康管理はどのように行うか。【更新】
- 問5 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。【更新】
- 問6 感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいのか。
- 問7 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうなるのか。
- 問8 換気は、具体的にどのようにすればよいのか（頻度等について）。【更新】
- 問9 窓のない部屋ではどうしたらよいのか。
- 問10 体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。
- 問11 消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいのか。
- 問12 学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいのか。
- 問13 どのような場面でマスクをすればよいのか。【更新】
- 問14 学校においてマスクが足りない場合、国から送付されたものが余る場合にはどのように対処すべきか。
- 問15 手作りマスクを用意できない家庭もあるのではないのか。
- 問16 手指用の消毒液が足りない場合、学校においてどのように対処すべきか。
- 問17 マスク、消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に当たって国からの支援はあるのか。
- 問18 海外から帰国した児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合、その期間は欠席となるのか。
- 問19 患者が出た際の文部科学省への報告はどのようにしたらよいのか。【更新】
- 問20 スクールバスの運行に際してどのような点に留意すべきか。また、スクールバスの運行に当たって国からの支援はあるのか。
- 問21 児童生徒等の定期的健康診断はどのように実施すればよいのか。
- 問22 教職員の健康診断はどのように実施すればよいのか。
- 問23 職員室等における教職員の勤務に際してどのような点に留意すればよいのか。

【新規】

【心のケア等に関すること】

問 2 4 学校再開後、心のケアについてはどのように対応すればよいか。

問 2 5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。

【学習指導に関すること】

問 2 6 臨時休業等に伴う児童生徒の学習の遅れについて、文部科学省としてどのように学習保障のための施策を講じているのか。

問 2 7 本年度新たに入学した児童生徒について、臨時休業に伴い、前の学校段階で指導すべき内容の指導を行うことができなかった範囲がある場合、どのような対応が考えられるか。

問 2 8 進級した児童生徒が、前学年で指導すべき内容の指導を行うことができていなかった場合に、本年度の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。

問 2 9 令和 2 年 2 月までに前学年における指導事項を全て終えており、3 月は前学年の復習に充てる予定だったところ、一斉臨時休業となったため、復習のための家庭学習を課したところである。この場合においても、令和 2 年度の教育課程内での補充のための授業を実施する必要があるか。

問 3 0 補充のための授業を行う時数を確保するために、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることを検討しているが、可能か。

問 3 1 令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項の指導について、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるためにどのような工夫が考えられるか。

問 3 2 臨時休業に伴い実施することができなくなった前年度の学年末考査を、本年度に実施することは可能か。可能な場合、その結果は指導要録にどう反映させることが考えられるか。

問 3 3 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、海外に留学をしていた高等学校の生徒が帰国をすることになったが、そのような場合、留学の単位認定はどのように行うか。

問 3 4 本年度から全面実施される新学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が重視されているが、感染拡大防止のための配慮を行いながらそれを進めていくにはどうすればよいか。【更新】

問 3 5 各教科等の指導について、感染症対策を講じてもなお感染の可能性があるため、実施することができない学習活動についてはどのようなものがあるか。【更新】

問 3 6 感染症対策を講じてもなお感染の可能性がある学習活動については、今年度は実施できないのか。【新規】

問 3 7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していない地域における学校においても、感染症対策を講じてもなお感染の可能性がある学習指導は実施できないのか。【新規】

問 3 8 職業教科における実習等の指導においては、どのようなことに留意する必要があるか。

問 3 9 学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、自立活動の指導を行う場合に留意することは何か。

問 4 0 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。

問 4 1 令和 2 年度の全国学力・学習状況調査はどのようなものか。

問 4 2 令和 2 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査はどのようなものか。

#### 【入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること】

問 4 3 入学式や始業式の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。

問 4 4 修学旅行の実施について、文部科学省はどう考えているか。【更新】

問 4 5 修学旅行を中止又は延期した場合のキャンセル料等については、国として支援してもらえるのか。【更新】

問 4 6 海外への修学旅行や研修旅行について。

問 4 7 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

問 4 8 3 月 2 4 日の事務次官通知において、「その他の学校行事についても、（略）それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じ」とあるが、具体的にはどういった工夫が考えられるのか。

#### 【部活動に関すること】

問 4 9 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

問 5 0 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。【更新】

問 5 1 今年の夏のインターハイや全国中学校体育大会の中止に伴う代替案としての地方大会の開催に向けた検討について。【新規】

問 5 2 学校再開に伴う部活動改革の推進について。

#### 【学校給食に関すること】

問 5 3 給食当番など配食を行う児童生徒にマスクは必要か。

問 5 4 給食の会食時の留意事項はあるか。

#### 【公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること】

問 5 5 学校再開後において、公立学校の教職員の出勤等の服務はどのように取り扱われるのか。

#### 【放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること】

問 5 6 学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ等において密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要ではないか。

問 5 7 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合、財産処分手続は必要か。

【幼稚園等に関すること】

問 5 8 幼稚園が教育活動を再開する場合、どのようなことに留意すればよいのか。

## Ⅱ 臨時休業の実施について

### 【臨時休業の実施に係る考え方について】

- 問 5 9 緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されが、これにより全都道府県で学校を臨時休業させなければなるのか。
- 問 6 0 学校が所在する地域が3つの地域区分（①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域）のどれに該当するのかについて、どう考えればよいか。
- 問 6 1 4月1日の専門家会議の提言において、「感染確認地域」において想定される対応として、屋内で50人以上が集まる集会・イベントへの参加は控えることがあげられている。学校は、50人以上が集まることも日常において考えられるが、「感染確認地域」において臨時休業しなくて良いのか。
- 問 6 2 既に臨時休業を決定しているが、その期間中に授業日としての登校日を設けることは可能か。【新規】

### 【心のケア等に関すること】

- 問 6 3 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等についてはどのように対応すればよいか。また、児童虐待防止のためにどのような対応が考えられるか。

### 【学習指導に関すること】

- 問 6 4 4月以降にも臨時休業を実施する場合、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、どのような方策が考えられるか。
- 問 6 5 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。
- 問 6 6 臨時休業期間において、子供の居場所確保のための取組として、自宅等で過ごすことが困難な児童等を学校において預かる場合、当該児童等の指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。
- 問 6 7 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容を、当該児童生徒の学習評価に反映してよいか。
- 問 6 8 家庭学習の成果を学習評価に反映する場合、「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」はどのように評価すればよいのか。
- 問 6 9 令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」においては、臨時休業等が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、学校が課した家庭学習の内容について、一定の要件の下で学校の再開後等に再度学校で指導しなくてもよいものとする事ができるとされているが、具体的にはどのような場合が考えられるのか。
- 問 7 0 上記措置をとる場合において、指導計画に適切に位置付く家庭学習とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。
- 問 7 1 上記措置をとる場合において、臨時休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態とは、具体的にどの程度臨時休業が長期化した場合を想定しているの

か。

問 7 2 上記措置をとる場合において、授業時数の扱いはどうなるのか。

問 7 3 臨時休業に伴い、学習評価に当たって定期考査を実施しないなどの対応をしても良いか。【新規】

問 7 4 障害のある児童生徒に対する家庭学習の支援として留意すべきことはあるか。【新規】

問 7 5 臨時休業中を含む緊急事態宣言等の期間中、特別支援学校の産業現場等における実習（以下「職場実習」という。）について、どのように取り扱えばよいか。【新規】

問 7 6 臨時休業中に学校の ICT 環境整備のための工事を進めてもよいか。

問 7 7 オンラインでの指導において教材等の著作物をインターネットで送信したいのですが、著作権について留意すべきことはあるか。【更新】

問 7 8 臨時休業の期間中、子供たちの運動不足が懸念されるが、どのような運動を実施するのがよいか。

#### 【部活動に関すること】

問 7 9 学校の臨時休業中に分散登校を実施する場合の部活動の取扱いについて。【新規】

#### 【幼稚園等に関すること】

問 8 0 幼稚園において、小中高を対象とする「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和 2 年 5 月 1 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて対応すべき内容はあるのでしょうか。【新規】

#### 【授業料等の取扱いに関すること】

問 8 1 幼稚園において臨時休業を行う場合、幼児教育・保育の無償化の上限額を超えて徴収される保育料（給食費・通園送迎費等は除く）の取扱はどのように考えたらよいでしょうか。

問 8 2 幼稚園において臨時休業を行う場合、臨時休業期間中における保育料以外の徴収金（給食費・通園送迎費等）の取扱はどのように考えたらよいでしょうか。

問 8 3 臨時休業期間中の高等学校の授業料は、返還すべきか。【更新】

問 8 4 私立学校の臨時休業期間中のスクールバス代、空調費、寮費等は、返還すべきか。

#### 【学校給食休止への対応に関すること】

問 8 5 臨時休業に伴い学校給食を休止する際の留意点はあるか。

#### 【臨時休業中の昼食提供等の工夫に関すること】

問 8 6 学校の臨時休業中においても、学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供して良いか。【新規】

問 8 7 5月1日付の初等中等教育局長通知において、様々な学校給食（昼食提供）の工夫例が示されたが、位置づけや運営詳細をどのように考えたらよいか。【新規】

問 8 8 給食の献立の品数を減らす工夫とは、具体的にどういったことか。【新規】

問 8 9 例外的に持ち帰りを実施する際の留意点はあるか。【新規】

**【公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること】**

問 9 0 臨時休業を実施している場合、公立学校の教職員の出勤等の服務はどのように取り扱われるのか。

問 9 1 臨時休業を実施している場合の公立学校の教職員の勤務について、教職員自身の健康の配慮と、児童生徒の学びの保障等の確保の両立について、どのように考えているか。

問 9 2 臨時休業中において、公立学校の教職員が行う業務に係る公務災害補償はどのように取り扱われるのか。

**【非常勤職員等の業務体制の確保に関すること】**

問 9 3 非常勤職員等の業務体制はどのようにすればよいか。

**【子供の居場所確保に関すること】**

問 9 4 放課後子供教室の実施についてどのように考えているか。【更新】

問 9 5 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合、財産処分手続は必要か。

問 9 6 学校が臨時休業となっていて放課後児童クラブが開所されている場合、学校の教職員が放課後児童クラブの業務に携わることは可能か。

問 9 7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒に対してどのように配慮すべきか。

問 9 8 緊急事態宣言継続後の特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒の居場所の確保に関し、放課後等デイサービス事業所と学校との連携はどのように行えばよいか。【新規】

**【図書館等の活用に関すること】**

問 9 9 学校臨時休業中の図書館の利用は可能か。【更新】

**【学校における動物飼育に関すること】**

問 1 0 0 休業期間中における動物飼育はどのようにすればよいか。

**【子供の安全確保に関すること】**

問 1 0 1 休業期間中の登下校時における安全確保について。【更新】

## I 学校再開について

### 【保健管理等に関すること】

問1 3つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいのか。【更新】

- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮することが必要です。
- 各学校においては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備などの万全な感染症対策をお願いします。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問2 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。

- 様々な場所にウイルスが付着している可能性がありますので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。
- また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導してください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問3 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。

- 基本的には、流水と石けんで手洗いを行います。
- ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられます。
- なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行ってください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問4 児童生徒等の健康管理はどのように行うか。【更新】

- 家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に来室するように指導し、検温及び健康観察等を行ってください。
- 発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにしてください。
- なお、登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備してください。
- また、同居の家族にも健康管理に取り組んでいただくよう呼びかけることも大切です。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問5 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。【更新】

- 当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください。（指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）  
なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースもあるかと思いますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をしてください。
- また、少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ小児医療機関（小児の場合は、小児科医による診察が望ましいとされています）等に電話などで相談するよう、ご家庭に指導してください。  
（以下、厚生労働省HPより引用）
  - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
  - ・ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
※症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

- その後、もし感染が確認された場合には、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うことになりますので、これにご協力ください。

（なお、学校内の児童生徒等の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「出席停止」の措置をとってください。）

- 以上については、教職員についても同様の扱いとしてください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問6 感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。

- まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

- その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうると考えられます。

（「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について柔軟に判断することとなります。）

- 幼稚園についても同様の取扱いとなります。幼稚園幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨をご記載ください。

- なお、医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をしてください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

初等中等教育局教育課程課（内2367）

初等中等教育局幼児教育課（内2376）

問7 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうなるのか。

- 検査の結果、感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。
- 感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や教育委員会においてもご協力ください。
- なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問8 換気は、具体的にどのようにすればよいのか（頻度等について）。【更新】

- 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うようにします。
- 授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談してください。
- なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。
- また、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底にご留意ください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2976）

問9 窓のない部屋ではどうしたらよいのか。

- 窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮してください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 0 体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。

- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行うようにします。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにしてください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 1 消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。

- 教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1 日 1 回以上消毒液を使用して清掃を行います。
- 消毒液については、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを例示していましたが、学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用いただきたいと考えており、御協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。
- なお、次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省及び経済産業省において以下 URL のリーフレットを作成していますので、適宜ご活用ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 2 学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいか。

- 感染の要因の一つに、物品の共用による接触感染があります。学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いをするように指導することなどが考えられます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 3 どのような場面でマスクをすればよいか。【更新】

- 学校教育活動においては、通常マスクを着用してください。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底するようお願いします。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 4 学校においてマスクが足りない場合、国から送付されたものが余る場合にはどのように対処すべきか。

- マスクについては、国内外において急激に需要が増加しており、依然としてその不足が解消しておりませんが、関係省庁と連携し 4 月中旬から小中学校等の児童生徒及び教職員分の布マスクの配布を始めています。
- 全国の各学校に対して順次配布を進めていきますが、学校に届いたマスクについて数量が不足する、または 10 枚以上の余剰がある場合には専用の電話相談窓口（0120-603-100）へご連絡ください。
- 布マスクが配布されるまでの間については、引き続き家庭等で作成された手作りマスク等の活用をお願いしています。
- 引き続き関係省庁と連携して、学校に対するマスクの供給確保に取り組むとともに、学校の再開に向けて感染症対策に取り組んでまいります。
- なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考にしていただければと考えております。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 5 手作りマスクを用意できない家庭もあるのではないか。

○ 基本的に、ご家庭でご用意いただくものと考えておりますが、ご家庭において、十分な対応が困難な場合も考えられることから、地域においても子供の育ちに関わる地域の関係者（家庭教育支援員や地域学校協働活動推進員等）や関係機関（社会教育施設等）を中心に、学校・家庭・地域が連携して、手作りマスクの普及に取り組んでいただくよう、3月25日付け事務連絡において依頼しています。

○ さらに、各学校においても、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する学校教育活動を行うことなども考えられます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2976）

問16 手指用の消毒液が足りない場合、学校においてどのように対処すべきか。

○ 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるもので、流水と石鹸での手洗いを指導して下さい。

○ なお、児童生徒等に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2976）

問17 マスク、消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に当たって国からの支援はあるのか。

○ 現在、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・高等専修学校等の児童生徒及び教職員に対して、4月中に1枚、5月以降に1枚、繰り返し使用可能な布製マスクを配布すべく取組を進めているところです。

○ また、学校設置者に対して、児童生徒用及び教職員用のマスク、消毒液・非接触型体温計等の保健衛生用品の購入等に要する経費の支援を行います。

※地方公共団体、学校法人 購入費用の2分の1の国庫補助

国立大学法人

購入費用の10分の10の国庫補助

○ また、幼稚園についても、教職員に対して布製マスクを配布するとともに、子供用マスク、消毒液、非接触型体温計等の購入経費の支援を行います。

担当：総合教育政策局教育人材政策課（内3498）

初等中等教育局健康教育・食育課（内2976）

初等中等教育局幼児教育課（内 2 7 1 4）

高等教育局私学助成課（内 2 5 4 7）

問 1 8 海外から帰国した児童生徒が 2 週間の自宅等での待機を要請された場合、その期間は欠席となるのか。

○ その期間は学校保健安全法第 19 条に定める出席停止として取り扱って構いません。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 9 患者が出た際の文部科学省への報告はどのようにしたらよいのか。【更新】

○ 新型コロナウイルス感染状況把握調に回答ください。×切は 4 月 10 日に一旦締め切りましたが、それ以降も患者が出た際にはその都度様式にてご報告ください。

公立・国立学校は設置者に、私立学校は都道府県の私学主管部局に、それぞれご報告をお願いします。報告を受けた設置者／私学主管部局は様式を用いて調査票を作成のうえ、（市町村立学校については都道府県経由で）文部科学省担当者宛てにご報告をお願いします。なお、電話等での報告は不要です。

担当：（公立）初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

（国立）総合教育政策局教育人材政策課（内 3 4 9 8）

（私立）高等教育局私学部私学行政課（内 2 5 3 2）

問 2 0 スクールバスの運行に際してどのような点に留意すべきか。また、スクールバスの運行に当たって国からの支援はあるのか。

○ スクールバスにおいても 3 つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにすることはもちろんのこと、可能な範囲において、1 つ 1 つの条件が発生しないよう配慮することが望ましいと考えます。

○ 具体的には、

- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・乗車前に検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- ・可能な範囲でコース変更や運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について指導すること
- ・利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること

・多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること  
等が考えられます。

○ スクールバスの利用や契約の状況等を踏まえ、スクールバスの運行に関するルールや留意点を予め利用者や保護者に示しておくことが望ましいと考えます。

○ また、学校設置者による特別支援学校のスクールバスでの感染リスクの低減を図る取組（スクールバスの増便による1台に乗車する幼児児童生徒の少人数化等）に要する経費の支援を行います。

※特別支援学校を設置する地方公共団体、学校法人 2分の1の国庫補助

特別支援学校を設置する国立大学法人 10分の10の国庫補助

担当：総合教育政策局教育人材政策課（内3498）

初等中等教育局特別支援教育課（内3193）

初等中等教育局健康教育・食育課（内2976）

高等教育局私学助成課（内2547）

#### 問21 児童生徒等の定期の健康診断はどのように実施すればよいか。

○ 令和2年3月19日付けの事務連絡において、毎学年6月30日までに実施することとされている児童生徒等の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとしたところです。

○ 「実施体制が整わない」とは、例えば、学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなどが考えられます。

○ 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて、学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施してください。

さらに、健康診断の延期について保護者に周知し、理解を得るようにしてください。

また、特に、心臓や腎臓等の疾患や結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられます。

○ 健康診断を実施する場合は、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないよう、  
例えば、

- ・児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努めること
- ・部屋の適切な換気に努めること
- ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにすること
- ・会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導すること

等の工夫が考えられるほか、検査に必要な器具等を適切に消毒してください。（日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」参照）

また、日程を分けて実施する等、学校の実情に応じて実施してください。

- 健康診断の実施の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

## 問22 教職員の健康診断はどのように実施すればよいか。

- 令和2年3月19日付けの事務連絡において、毎学年、定期に実施することとなっている職員の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに実施することとしたところです。（労働安全衛生法に基づく健康診断の側面もあることから、厚生労働省が示す見解も踏まえて対応することが必要であることにも留意）

厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

6 安全衛生 <健康診断の実施>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html#Q4-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-1)

- 健康診断を延期する場合は、特に、結核に関する検査については、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内4950）

## 問23 職員室等における教職員の勤務に際してどのような点に留意すればよいか。【新規】

- 教職員においては、児童生徒等と同様、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症

対策に取り組んでいただくほか、飛沫を飛ばさないようにマスクを着用してください。

- また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組んでいただくとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養するようにしてください。
- 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにしてください。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。
- 職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システムなどを活用することが考えられます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内4950）

#### 【心のケア等に関すること】

問24 学校再開後、心のケアについてはどのように対応すればよいか。

- 学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられるところです。
- ついては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応いただくようお願いいたします。

担当：初等中等教育局児童生徒課（内2905）

問25 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。

- 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。

- そのため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮していただくようお願いします。
- また、子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を当省ホームページやSNS等を通じて周知していますので、適宜活用していただくようお願いします。
- なお、医療従事者や社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童生徒等を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとることは不適切であり、あってはならないことと考えています。

担当：（いじめ・偏見）初等中等教育局児童生徒課（内3298）  
 （出席停止）初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

#### 【学習指導に関すること】

問26 臨時休業等に伴う児童生徒の学習の遅れについて、文部科学省としてどのように学習保障のための施策を講じているのか。

- 臨時休業等が続いた場合であっても、児童生徒が授業を十分に受けられないことによって、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」において、各教育委員会・学校等に必要な措置を講じることを依頼しているところです。
- 具体的には、やむを得ず登校できない児童生徒に対して、地域の感染の状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、学校が指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話、電子メール等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することを求めています。
- また、登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること、特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じることを依頼しているところです。
- 文部科学省としても、児童生徒の家庭学習の支援方策の一つとして、家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、家庭学習を課す際に、本

サイトを活用いただくことも考えられます。また、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して必要な措置を講じることができるよう、各教科書発行者に対して、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているところであり、必要に応じて参照いただきたいと考えています。

- 更に、登校再開後に向けては、各教育委員会や学校における取組を支援するため、教員の加配や学習指導員、スクールカウンセラー等について、その配置のための経費を支援する予定であり、退職教員等の協力もいただきながら、補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等の支援を行っていただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問 2 7 本年度新たに入学した児童生徒について、臨時休業に伴い、前の学校段階で指導すべき内容の指導を行うことができなかった範囲がある場合、どのような対応が考えられるか。

- 文部科学省としては、令和 2 年 3 月 24 日付け事務次官通知において、特に今春進学する児童生徒に対して、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があり、措置を講じる必要性が高い場合については、当該児童生徒の学習状況を進学先の学校に共有するとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討いただくよう、各教育委員会等に依頼したところです。
- 進学先の学校においては、共有された情報を踏まえて必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導や教育課程に位置付けない補習を行う、追加の家庭学習を適切に課す等の配慮が考えられます。
- なお、前の学校段階で指導できなかった内容について、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各教科書発行者に対して、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているところであり、必要に応じて参照いただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問 2 8 進級した児童生徒が、前学年で指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合に、本年度の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。

- 臨時休業等に伴い、今春進級した児童生徒が授業を十分受けることができなかった場

合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、令和2年度に教育課程内で補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられます。

- その場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもなく、各学校において弾力的に対処いただくことが可能です。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問29 令和2年2月までに前学年における指導事項を全て終えており、3月は前学年の復習に充てる予定だったところ、一斉臨時休業となったため、復習のための家庭学習を課したところである。この場合においても、令和2年度の教育課程内での補充のための授業を実施する必要があるか。

- 令和2年3月の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、必要な措置を講じるなど配慮することが求められます。
- しかし、一斉臨時休業の前に令和元年度の全指導事項を終えており、かつ一斉臨時休業期間中にも復習のための家庭学習を適切に課していたなど、学習に著しい遅れが生じる可能性が低い場合は、学校や設置者において、令和2年度に補充のための授業を実施しないという判断をすることも十分に考えられます。
- ただし、その場合も、課された家庭学習の取組状況等も踏まえ、児童生徒の学習状況を把握し、必要な措置を講じるなど配慮することは重要です。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問30 補充のための授業を行う時数を確保するために、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることを検討しているが、可能か。

- 臨時休業等に伴い、やむを得ず登校できなかった児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、登校再開後には、学校において学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じていただくことが求められます。
- その際、児童生徒や教職員の負担にも配慮した上で、各設置者等の判断で、補充のた

めの授業を行うために長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能です（学校教育法施行令第29条、学校教育法施行規則第61条等）。

- なお、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振替を行うことが必要となります。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問31 令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項の指導について、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるためにどのような工夫が考えられるか。

- 臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、補充のための授業等の必要な措置を講じるなど配慮することが求められますが、その際に、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるための工夫を施すことは考えられます。
- 令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項について、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるための工夫としては、例えば、
  - ・ 令和2年度の教育課程内において（※1）、令和元年度の未指導事項と同じ系統性の内容を指導する際に（※2）扱う
  - ・ 児童生徒の学習状況を踏まえ、教育課程に位置付けない補習を必要に応じて実施する
  - ・ 家庭との連携を図りながら学校において適切な家庭学習を課し、学校において児童生徒の学習状況を把握した上で、学習内容の定着が不十分な児童生徒に対して、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる等が考えられます。
- なお、文部科学省から各教科書発行者に対して、令和元年度に指導できなかった内容について、各学校や設置者における補充のための授業等の検討に資するよう、指導上の工夫に関する資料の作成を依頼しており、こうした資料を必要に応じて活用していただくことも考えられます。

※1 令和2年度の教育課程内で補充のための授業を行う場合、そのことのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもありません。

※2 平成29年改訂小・中学校学習指導要領解説総則編にあるとおり、学習指導要領の各教科等の内容は、学年間の系統性、発展性について十分配慮されています（小・総則P.70、中・総則P.71）。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問 3 2 臨時休業に伴い実施することができなくなった前年度の学年末考査を、本年度に実施することは可能か。可能な場合、その結果は指導要録にどう反映させることが考えられるか。

- 学年末考査などの定期考査の実施について法的な規定はなく、昨年度に実施する予定だった学年末考査を本年度に実施しても差し支えありません。
- 昨年度に実施する予定だった学年末考査を本年度に実施する場合、
  - ・ 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる、とされていること
  - ・ 各学年の課程の修了を認めるに当たっては、児童生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならないこと
  - ・ 指導要録は、学年ごとに作成されるものとされていることを踏まえ、令和 2 年度の指導要録における観点別学習状況の評価や評定に反映させることとなります。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問 3 3 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、海外に留学をしていた高等学校の生徒が帰国をすることになったが、そのような場合、留学の単位認定はどのように行うか。

- 留学の単位認定に当たっては、実際の留学期間や、外国における学習の状況を把握し、それに応じた認定を行うことが必要です。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、留学先において授業を十分に受けることができなかった場合については、単位の認定に当たっては弾力的に対処し、当該生徒の進級、進学等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたします。
- その際、外国における学習のみで不足していると考えられる内容については、必要に応じて、家庭学習を適切に課したり、添削指導や補充指導等も活用しながら、適切に補うなど配慮いただくようお願いいたします。
- 特に、外国における学習の一部を必修教科・科目の履修とみなして単位を認定する場合には、そのような配慮が必要であると考えています。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問 3 4 本年度から全面実施される新小学校学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が重視されているが、感染拡大防止のための配慮を行いながらそれを進めていくにはどうすればよいか。【更新】

- 学校再開後の各教科等の指導に当たっては、まずは教室等のこまめな換気の徹底や、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するよう指導するなど、令和 2 年 3 月 24 日の事務次官通知において示している感染症対策を講じていただいた上で、新学習指導要領において示している主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行っていただきたいと考えています。
- なお、それでもなお感染の可能性が高い一部の学習活動については当分の間、実施しないこととし、具体的な事例については、次の間において示しています。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問 3 5 各教科等の指導について、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高いため、実施することができない学習活動についてはどのようなものがあるか。【更新】

- 各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、これを行わないようにしてください。
  - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
  - ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
  - ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
  - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
  - ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じてください。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問36 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、今年度は実施できないのか。【新規】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動ができない可能性が高いことを踏まえて、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じていただきたいと考えております。
- これらの学習活動が実施できるようになる時期については、地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて判断されるべきものと考えており、現時点で今年度一切上記の学習活動を実施することができないというものではありません。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問37 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していない地域における学校においても、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習指導は実施できないのか。【新規】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していない地域においては、当該地域の感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じた上で、学習指導を行っていただきたいと考えています。その際、「感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動の例」において示した飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの観点について、必要な範囲で参考にしていただきつつ、各種の学習活動を行っていただくことを妨げるものではありません。
- なお、学校再開ガイドラインに示す感染症対策を十分講じた上で、各教科等に共通する感染症対策として、
  - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する
  - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底するなどにも併せて取り組んでいただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問38 職業教科における実習等の指導においては、どのようなことに留意する必要があるか。

- 学校内での実習や産業現場等学校外での実習を実施する際には、学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、共通する感染症対策として、
  - ・ 共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒する
  - ・ 共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底するなどの取組が考えられます。
- また、水産科における乗船実習を実施する際は、
  - ・ 3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、生徒・職員ともに感染拡大防止の対策を徹底的に講じるとともに、通常実施する学校医による乗船前の健康診断等において、過去2週間以上、感染を疑われる者との濃厚接触が無いことを確認した上で、実習開始日までの間に十分な健康観察を行い、参加を決定すること。
  - ・ 手すりや計器類など、船内で手に触れるものは常に消毒を行うとともに、毎日の体温検査等の健康観察を欠かさないこと。などに留意する必要があります。

担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）（内2904）

問39 学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、自立活動の指導を行う場合に留意することは何か。

- 指導内容によっては、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対応が取れない場合又は教師と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う、等の柔軟な対応を図ることが考えられます。

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内2431）

問40 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。

- 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意してください。
- 体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすることが考えられます。また、児童生徒が密集する運動や

児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、例えば、新年度当初に実施するのではなく、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をすることが考えられます。

- また、可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じてください。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内 2 6 7 4）

問 4 1 令和 2 年度の全国学力・学習状況調査はどうなるのか。

- 「令和 2 年度全国学力・学習状況調査」については、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業による学校現場への影響を考慮し、当初予定していた 4 月 1 6 日には実施しないことを 3 月 1 7 日に公表しておりましたが、その後の状況を踏まえ検討した結果、令和 2 年度は実施しないことといたしました（令和 2 年 4 月 1 7 日付け総合教育政策局長通知「令和 2 年度全国学力・学習状況調査について」）。
- なお、使用する予定であった問題冊子等は、各自治体や学校の判断で有効に活用していただけるよう、後日、各教育委員会及び学校等にお送りすることを予定しています。配布の時期等、詳細については、追って連絡させていただきます。

担当：総合教育政策局調査企画課学力調査室（内 3 7 2 6）

問 4 2 令和 2 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査はどうなるのか。

- 「令和 2 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」については、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染状況や学校の再開状況・学校現場の負担軽減等を踏まえ、今年度は中止することといたしました（令和 2 年 4 月 1 7 日付けスポーツ庁次長通知「令和 2 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止について」）。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内 2 6 4 9）

【入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること】

問 4 3 入学式や始業式の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。

- 入学式や始業式を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じるなどの工夫を講じていただきたいと思います。

＜感染拡大防止の措置＞

- ・ 風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・ 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・ こまめな換気の実施

＜開催方式の工夫の例＞

- ・ 参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
- ・ 会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など）

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 9 0 3）

問 4 4 修学旅行の実施について、文部科学省はどう考えているか。【更新】

- 修学旅行の実施については、感染防止対策を最優先としていただき、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、学校や教育委員会等の学校設置者において適切に判断いただきますようお願いします。
- その上で、当面の措置として修学旅行を取り止める場合においても、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいと考えております。
- なお、令和2年5月1日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」に示した通り、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況下においては、学校や教育委員会等の学校設置者において適切な対応をお願いします。

担当：（国内の修学旅行）初等中等教育局児童生徒課（内 2 3 8 9）  
（海外の修学旅行）総合教育政策局教育改革・国際課（内 3 4 8 7）

問 4 5 修学旅行を中止又は延期した場合のキャンセル料等については、国として支援してもらえるのか。【更新】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための政府による学校一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等については、令和 2 年度補正予算に計上されている「修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等への支援」の対象となっており、保護者の経済的な負担軽減を図るため、一定の要件を満たす場合、国が支援することとしています。
- 令和 2 年 4 月以降に予定していた修学旅行等を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能ですので、各自治体の財政担当部署と調整の上、活用について検討をお願いします。

担当：（国内の修学旅行）初等中等教育局児童生徒課（内 2 3 8 9）  
（海外の修学旅行）総合教育政策局教育改革・国際課（内 3 4 8 7）

問 4 6 海外への修学旅行や研修旅行について。

- 現在、外務省から、新型コロナウイルス感染症のため、全世界に危険情報レベル 2（不要不急の渡航は止めてください。）が発出されております。また、海外各国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が行われています。加えて、我が国の水際対策として検疫体制も強化されています。  
したがって、海外への修学旅行や研修旅行の計画がある場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を十分に踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に御検討をいただくようお願いします。

（参照 1）「海外安全ホームページ」（外務省ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

（参照 2）「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限」（外務省ホームページ）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

（参照 3）「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

担当：総合教育政策局教育改革・国際課（内３４８７）

問４７ 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

- 運動会等の実施に当たっては、３月９日の専門家会議で示されている３つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要と考えます。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についての検討もお願いします。
- 特に、児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられます。
- また、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内２６７４）

問４８ ３月２４日の事務次官通知において、「その他の学校行事についても、（略）それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じ」とあるが、具体的にはどういった工夫が考えられるのか。

- 学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討することが重要となります。
- その上で、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することが考えられます。

（各学校行事における工夫の例）

※例であり各学校の実態に応じ適切に判断することが重要となります。

◆ 儀式的行事（着任式・離任式、新入生との対面式など）

- ・ 離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりする など
  - ◆ 文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など）
    - ・ 小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はいりハーサルのみとする
    - ・ 学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など
  - ◆ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）
    - ・ 健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮する
    - ・ 避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする など
- ※運動会については、前問をご確認ください。
- ◆ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事（次官通知別添 1 の I の 3 に示すところに加えて）
  - ・ バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など
- ◆ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）活動
  - ・ 大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
  - ・ 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する など

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 9 0 3）

### 【部活動に関すること】

問 4 9 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

- 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月24日の通知で示した事項\*を着実に実施するとともに、以下の事項について、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等においても着実な取組を行うことが必要と考えます。
- ・ 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
  - ・ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。
  - ・ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

- ・ 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
- ・ 活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。

○ なお、感染拡大防止等の観点から、臨時休業を行う学校においては、従前通り、部活動は自粛すべきものと考えます。

※「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日文部科学事務次官通知）抜粋

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index\\_00007.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html)

#### 4. 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

#### 問50 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。【更新】

○ 全国的なスポーツ・文化イベントについては、文部科学省としては、専門家会議の見解を踏まえ、3月20日及び5月4日の事務連絡において各種イベントの取扱いを示したところです。この趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村の教育委員会においては、感染の拡大防止の観点から、部活動の地方大会の概要（競技種目、開催日程、開催場所、参加校数や人数など）を把握するとともに、地域の感染状況等を踏まえ、大会規模に応じ大会の主催者に対して、感染リスクへの対応が整わない場合は、引き続き慎重な対応が求められることを周知徹底するようお願いします。

- 学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断するようお願いします。仮に、大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じることが必要と考えます。

また、対外試合や校外での合宿等についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることが必要と考えます。

(参考)

- ・ 各種スポーツイベントの開催に関する考え方について（令和2年3月20日時点）  
[https://www.mext.go.jp/content/20200320-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200320-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)
- ・ 各種文化イベントの開催に関する考え方について（令和2年3月20日時点）  
[https://www.mext.go.jp/content/202000320-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202000320-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)
- ・ 5月4日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の延長等について（令和2年5月4日時点）  
[https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt\\_kouhou01-000004520\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf)

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

|                                                              |
|--------------------------------------------------------------|
| 問51 今年の夏のインターハイや全国中学校体育大会の中止に伴う代替案としての地方大会の開催に向けた検討について。【新規】 |
|--------------------------------------------------------------|

- 先般、今年の夏のインターハイや全中大会については、主催者において、全国的な感染状況等を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に考慮して、中止の決定がなされたところです。部活動に参加する生徒の大きな目標の一つである夏の全国大会が春の全国大会に続き中止となったことは、部活動に参加する生徒にとっては極めて残念なことであり、大会関係者にとっては苦渋の決断であったと考えます。
- 特に、熱心に部活動に取り組んできた最終学年の生徒にとっては、これまでの活動の集大成の場が失われてしまうこととなるため、生徒の意向や心情を踏まえ、中止となった全国大会に代わり3年生が出場できる何らかの地方大会（都道府県単位などの大会）の実現に向けて、スポーツ庁として、どのような支援を実施できるか検討を進めたいと考えております。

- このような考え方の下、4月30日付けで、スポーツ庁から「部活動における今夏の全国大会の中止に伴う各地域での代替案の検討について（依頼）」通知を発出したところです。今後、各地域の感染状況の推移を十分に見極めつつ、部活動を含む学校教育活動が安全に実施できるような状況となることが前提ですが、各地域での地方大会の実現に向けて、後日、各都道府県教育委員会を通じて、関係団体のお考えや要望などをお伺いする予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

問52 部活動の再開と部活動改革の推進について。

- 部活動に関する業務は、従来から、教師の長時間勤務の主な要因の一つであるとの意見があることや、感染拡大防止の観点から、従来よりもきめ細かい部活動の管理が教師に求められることを十分に考慮し、学校の管理職においては、ガイドラインに準拠した活動時間や週休日を設定したり、部活動に係る校務分掌において教師の業務量や意向を踏まえた配慮を行うなど、部活動が教師に過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。
- また、学校の設置者においても、部活動における感染防止対策を講じるとともに、学校の働き方改革も十分に考慮して、部活動指導員の配置、合同部活動の推進、部活動の段階的な地域移行、地方大会の見直しなど、教師の負担軽減に資する部活動改革を積極的に実施していただくようお願いします。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

【学校給食に関すること】

問53 給食当番など配食を行う児童生徒等にマスクは必要か。

- 配食時のマスクの着用は、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために必要とされています。
- 必ずしも市販のマスクである必要はなく、手作りマスクなど当該目的を達成できる機能を有するもので代替して差し支えありません。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2694）

問 5 4 給食の会食時の留意事項はあるか。

- 給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底する必要がある。
- 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が考えられます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 6 9 4）

**【公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること】**

問 5 5 学校再開後において、公立学校の教職員の出勤等の服務はどのように取り扱われるのか。

- 学校の再開に当たっては、当該学校を設置する地方公共団体における方針を踏まえ、授業等を実施するために必要な体制等を整えていただくことになります。その上で、教職員自身の健康にも配慮しつつ、在宅勤務や時差出勤についても可能な範囲で推進するようにお願いいたします。
- また、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとっとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行っていただきますようお願いいたします。

なお、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえるようお願いいたします。

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課（内 2 5 8 8）

**【放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること】**

問 5 6 学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ等において密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要ではないか。

- 放課後児童クラブ等においては、密集性を回避し感染を防止する観点等から、一定のスペースを確保することが必要です。

- このため、学校を再開する場合でも、教育委員会と福祉部局が積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合には積極的に学校施設の活用を推進いただきたいと考えています。

担当：総合教育政策局地域学習推進課（内3260）

問57 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合、財産処分手続は必要か。

- 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合は、一時的な使用（※）に当たるため、財産処分には該当せず手続は不要となります。

※一時的な使用：学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に使用する場合を指す。

担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課（内2464）

#### 【幼稚園等に関すること】

問58 幼稚園における教育活動の実施や臨時休業の実施にあたり、どのようなことに留意すればよいのか。

- 幼稚園についても他の学校種と同様に、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日付文部科学事務次官通知）の対象となっております。
- 当該通知において、別添1「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」をお示ししておりますので、「1. 保健管理に関すること」、「3. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること」、「5. 学校給食に関すること」、「6. 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること」等をご参照ください。
- また、臨時休業に関しましても、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）」（令和2年4月7日付文部科学事務次官通知）における「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月7日改訂版）をご参照いただき、臨時休業を行う際の参考としてください。

担当：初等中等教育局幼児教育課（内3136）

学校教育法施行規則第三十八号

文部省令第三十八号 学校教育法施行規則第三十八号  
昭和二十一年三月二十一日

この規則は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第三十八条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第三十八号）第三十八号を制定する。

第三十八号 学校教育法施行規則第三十八号

（学校教育法第三十八条第一項の規定に基づき制定する。）

この規則は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第三十八条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第三十八号）第三十八号を制定する。

この規則は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第三十八条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第三十八号）第三十八号を制定する。

この規則は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第三十八条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第三十八号）第三十八号を制定する。

この規則は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第三十八条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第三十八号）第三十八号を制定する。

この規則は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第三十八条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第三十八号）第三十八号を制定する。

この規則は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第三十八条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第三十八号）第三十八号を制定する。

## Ⅱ 臨時休業の実施について

### 【臨時休業の実施に係る考え方について】

問59 緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されたが、これにより全都道府県で学校を臨時休業させなければならないのか。

- 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第45条第2項に基づき学校施設の使用の制限等の要請を行うことが可能になります。学校の設置者は、緊急事態宣言の対象区域になったことのみをもってではなく、知事からの要請内容に応じて、学校保健安全法に基づく、臨時休業などを行うことになります。
- 学校を臨時休業する場合は、
  - ①分散登校等の工夫も行い、必要な登校日を設けること
  - ②教職員は自身の健康にも配慮しつつ、在宅勤務や時差出勤等の工夫に努めながら業務を継続すること
  - ③子供の居場所の確保は、保護者が医療従事者である場合、保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な場合や、障害があり一人で過ごすことが難しい場合等に対応すること
  - ④子供たちの健康保持の観点から、3つの密を避けつつ学校の校庭や体育館等の施設の開放も検討することなどについて対応を検討するとともに、これらの居場所の確保を実施するに当たっては、給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することなど、都道府県等の首長部局と十分相談の上、地域の実情やニーズに応じて対応をご検討ください。
- 特措法第45条第2項に基づく学校施設の使用の制限等の要請がなかった場合でも、同法第24条第7項等に基づく要請又は事実上の協力要請により、学校の臨時休業が求められる場合があります。その場合には、学校の設置者は地域や児童生徒等の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断してください。  
また、その際は、都道府県等の対策本部において衛生主管部局の見解を踏まえつつ十分に検討し、慎重に判断してください。
- 幼稚園に関しては、都道府県知事から施設の使用の制限等の要請があった場合の対応は他の学校種と同様となりますが、当該要請がない場合に臨時休業を行う際には、臨時休業の実施に関するガイドラインにおける「8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること」を踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討ください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内４９５０）

初等中等教育局幼児教育課（内３１３６）

問６０ 学校が所在する地域が３つの地域区分（①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域）のどれに該当するのかについて、どう考えればよいか。

- ４月１日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の提言においては、各地域区分の基本的な考え方について、下記のとおり、示されています。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年４月１日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（抜粋）

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

① 感染拡大警戒地域

- ・直近１週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その１週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近１週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その１週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- ・重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

② 感染確認地域

- ・直近１週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その１週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域（①でも③でもない地域）

③ 確認未確認地域

- ・直近の１週間において、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例は除く。直近の１週間においてリンクなしの感染者数もなし）

- 上記のとおり、同提言においては、各地域区分の考え方について述べる際に併せて、「現時点での知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていない」ことから、「学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である」とされています。このため、学校の所在する地域の区分のみならず、児童生徒等や教職員の「生活圏」におけるまん延の状況もみながら判断することが適切です。

- なお、４月１日の専門家会議後の記者会見においては、どの地域がどの区分に該当す

るかは「指標に従って自治体において判断すべき」という説明がなされています。（感染拡大地域などの「地域」は、都道府県単位を念頭に置かれています。）

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 1 8）

問 6 1 4 月 1 日の専門家会議の提言において、「感染確認地域」において想定される対応として、屋内で 50 人以上が集まる集会・イベントへの参加は控えることがあげられている。学校は、50 人以上が集まることも日常において考えられるが、「感染確認地域」において臨時休業しなくて良いのか。

- 4 月 1 日の専門家会議においては、現時点での知見では、子供は地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていないと考えられると報告されています。また、学校においては、万全の感染症対策を講じ、「3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場」を避ける取組を徹底していただくこととしています。
- こうしたことを前提に、50人以上が集まることを理由に臨時休業を実施いただく必要はないと考えています。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 1 8）

問 6 2 既に臨時休業を決定しているが、その期間中に授業日としての登校日を設けることは可能か。【新規】

- 臨時休業期間中に授業日としての登校日を設けていただくことは可能です。当該日は臨時休業日ではないという扱いになります。
- なお、学校の一部を休業として登校日を設ける場合における出欠の取扱いについては、
  - ・ 学年の全部を休業とした日数は授業日数に含めない
  - ・ 学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録することとしてください。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 9）

【心のケア等に関すること】

問 6 3 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等についてはどのように対応すればよい  
か。また、児童虐待防止のためにどのような対応が考えられるか。

- 臨時休業を行う学校については、学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、休校期間中において必ず定期的に（概ね2週間に1回程度）児童生徒の心身の健康状態を把握するようお願いいたします。その際、保護者だけではなく、児童生徒本人とも直接電話で会話するなどして、児童生徒の状況を的確に把握してください。
- また、新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む）を行うとともに、相談窓口（「24 時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど、児童生徒の心のケア等に配慮するようお願いいたします。
- 特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に（概ね1週間に1回以上）児童生徒の状況を把握いただくようお願いいたします。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うことをお願いします。

担当：初等中等教育局児童生徒課（内2905）

#### 【学習指導に関すること】

問 6 4 4月以降にも臨時休業を実施する場合、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、どのような方策が考えられるか。

- 臨時休業等が続いた場合であっても、児童生徒が授業を十分に受けられないことによって、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないよう、令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」において基本的な考え方等をお示しし、各教育委員会・学校等に必要な措置を講じることを依頼しています。
- 具体的には、やむを得ず登校できない児童生徒に対して、地域の感染の状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、学校が指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話、電子メール等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することを求めています。

- また、登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること、特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じるところを依頼しているところです。
- 文部科学省としても、児童生徒の家庭学習の支援方策の一つとして、家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、家庭学習を課す際に、本サイトを活用いただくことも考えられます。また、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して必要な措置を講じることができるよう、各教科書発行者に対して、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているところであり、必要に応じて参照いただきたいと考えています。
- 更に、登校再開後に向けては、各教育委員会や学校における取組を支援するため、教員の加配や学習指導員、スクールカウンセラー等について、その配置のための経費を支援する予定であり、退職教員等の協力もいただきながら、補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等の支援を行っていただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問65 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

- 令和2年4月1日以降の小学校等については、平成31年3月29日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、中学校等及び高等学校等については、平成22年5月11日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、授業日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問66 臨時休業期間において、子供の居場所確保のための取組として、自宅等で過ごすことが困難な児童等を学校において預かる場合、当該児童等の指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

- 臨時休業期間において学校が児童等を預かる日は授業日でないため、指導要録上の

「授業日数」に含まないものとして取り扱うようにしてください。

- なお、放課後児童クラブ・放課後等デイサービス等が学校から場の提供を受け活動を行った日についても、同様に、指導要録上の「授業日数」に含まないものとして取り扱うようにしてください。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内 3 1 9 3）

問 6 7 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容を、当該児童生徒の学習評価に反映してよいか。

- 臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができます。
- 各学校が休業期間中に課す家庭学習については、登校再開後の授業への円滑な接続を見据え、主たる教材である教科書を中心に、教科書と併用できる教材等を適切に組み合わせたものとして課し、学校の指導計画の下で、その学習状況や成果を把握し指導や学習の改善に努めることが重要と考えています。
- このような観点から、令和 2 年 4 月 10 日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」では、家庭での学習状況及び成果の把握の方法を例示していますが、その中では、
  - ① ワークブックや書き込み式のプリントの活用、レポートの作成、登校日における学習状況確認のための小テストの実施など家庭での学習を支えつつ、その学習状況を適切に把握するための取組に加えて、
  - ② 作成したレポートに対する教師のフィードバックや児童生徒自身によるノートへの学びの振り返りの記録など、家庭学習の成果を児童生徒が自覚して次の学習や指導に生かしていくための、いわゆる指導と評価の一体化に資する取組も併せてお示ししているところです。
- 文部科学省としても、このような各学校における指導と評価の一体化を通じた家庭学習の充実の取組を支援する観点から、①文部科学省ホームページでの「子供の学び応援サイト」の開設や②教科書発行者に対し、教科書の内容に対応した動画やワークシート等の教材の整理、ホームページ等での周知を依頼するなどの取組を行っているところであり、引き続き、これらの取組を充実してまいります。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問68 家庭学習の成果を学習評価に反映する場合、「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」はどのように評価すればよいのか。

- 文部科学省では、本年4月から全面実施となる小学校の新学習指導要領の下での学習評価について「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の観点別の学習状況の評価を実施するよう求めています。
- 御指摘の観点に関する学習評価の方法について、昨年3月の中央教育審議会教育課程部会の報告では、
  - ・ 「思考・判断・表現」の観点については、ペーパーテスト、論述やレポート、発表・グループでの話し合い、作品の制作や表現などの方法を
  - ・ 「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察などの方法をそれぞれ例示しているところです。
- 令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」に基づき、各学校においてどのような家庭学習を課し、どのような方法で学習状況を把握するかは、該当する教科等の特質や内容、主たる教材である教科書の記述等を踏まえて、当該学習活動の実施や学習成果の把握が適切に行えるかどうかを含め、それぞれの実態に応じて検討いただくこととなりますが、一般論としては、①ワークブックやプリント、ノートへの記述など家庭学習の直接の成果物を求める方法により把握できる情報と、②登校日や家庭訪問等、児童生徒と直接やりとりをする方法により把握できる情報とを適切に組み合わせた指導計画を立案し、その下での学習評価の方法を検討いただくことが重要と考えます。
- なお、各学校における家庭学習の状況を把握する上では、主たる教材である教科書に沿ったワークシートの活用も有効となります。文部科学省では、先般、教科書発行者に対し教科書の内容に対応した教材の整理を依頼したところです。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問69 令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」において

は、臨時休業等が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、学校が課した家庭学習の内容について、一定の要件の下で学校の再開後等に再度学校で指導しなくてもよいものとすることができるとされているが、具体的にはどのような場合が考えられるのか。

- 児童生徒の学習を保障するため、まずは各学校で、
  - ① 休業期間中における教科書に基づく家庭学習や登校日の設定、家庭訪問の実施、電話の活用等を通じた学習指導や学習把握に努めるとともに、
  - ② 学校再開後における、徹底した補充授業や補習等の実施などの措置を可能な限り講じていただくことが基本と考えています。
- 一方で、今後、地域の感染状況により、臨時休業の延長が度重なるなど長期化する事態が生じた場合においては、年間指導計画に照らして、再開後の授業の中で、学校で指導していない内容全てを指導することがどうしても難しく、教育課程の実施に支障が生じるような事態も考えられます。
- 令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」では、こうした事態に備え、学校が課した家庭学習の実施状況が一定の要件を満たす場合において、特例的に、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができることとしています。
- 具体的には、
  - ① 学校が課した家庭学習の内容が教科等の指導計画に適切に位置付くものであること、
  - ② 教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること
  - ③ 児童生徒に、十分な学習内容の定着が見られ、学校再開後に一律の授業において再度指導する必要が無いものと校長が判断したものであることをお示しするとともに、加えて、一部の児童生徒の学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じることを求めることにより、全ての児童生徒の学習の機会を保障するためのきめ細かい取組を各学校に対してお願いしているところです。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問70 上記措置をとる場合において、指導計画に適切に位置付く家庭学習とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。

- 臨時休業期間中等の児童生徒に対する学習指導については、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け、学習を継続するとともに、登校再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、可能な限りの措置をとることが必要です。
- また、各学校が課す家庭学習については、登校再開後の授業への円滑な接続を見据え、主たる教材である教科書を中心に、教科書と併用できる教材等を適切に組み合わせたものとして課し、学校の指導計画の下で、その学習状況や成果を把握し指導や学習の改善に努めることが重要と考えています。
- 令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」では、教科書と併用できる教材の具体的な例として、「教育委員会や学校が作成したプリント」、「教育委員会や教科書発行者などの民間事業者等が提供するICT教材や動画」などをお示ししているところです。
- また、学習状況及び成果の把握の方法の例としては、「ワークブックや書き込み式のプリントの活用」、「レポートの作成」、「ノートへの学びの振り返りの記録」、「登校日における学習状況確認のための小テストの実施」などを挙げており、児童生徒の発達の段階や活用する教材等を踏まえて、教師が適切に学習状況を把握し、フィードバックして学習の改善につなげていただきたいと考えています。
- 文部科学省としても、各教育委員会、各学校における家庭学習の充実に向けた取組を支援する観点から、①文部科学省ホームページでの「子供の学び応援サイト」の開設を行うとともに、②教科書発行者に対し、教科書の内容に対応した動画やワークシート等の教材の整理、ホームページ等での周知を依頼するなどの取組を講じており、引き続き、これらの取組を充実してまいります。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問71 上記措置をとる場合において、臨時休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態とは、具体的にどの程度臨時休業が長期化した場合を想定しているのか。

- 今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業に対しては、まずは各学校において、
  - ① 休業期間中における家庭学習や登校日の設定等を通じた学習指導の充実に努めるとともに、
  - ② 学校再開後における、徹底した補充授業や補習等の実施

により、児童生徒の学習の機会を保障する取組を講じていただくことが重要と考えています。

- 一方で、今後、地域の感染状況により、臨時休業の延長が度重なるなど長期化する事態が生じた場合においては、年間指導計画に照らして、再開後の授業の中で、学校で指導していない内容全てを指導することがどうしても難しく、教育課程の実施に支障が生じるような事態も考えられます。
- 令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」は、こうした事態に備え、学校が課した家庭学習について、学校再開後に当該内容を授業で再度取り扱わないことができる特例的な措置の要件を示したものです。
- どの程度、臨時休業等が長期化した場合、教育課程の実施に支障が生じるかについては、学校種や学年、学校や地域の状況に応じて異なるものと考えられますが、各設置者及び学校においては、そのような事態に備えて早急に取り組を進めていただきたいと考えています。
- 文部科学省としては、今後とも、各教育委員会等を通じて、各学校における学習指導の状況等を継続的に把握するなど、全国的な状況を注視し、必要な対策に努めてまいります。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

|                                   |
|-----------------------------------|
| 問72 上記措置をとる場合において、授業時数の扱いはどうなるのか。 |
|-----------------------------------|

- 今般の措置は、あくまで新型コロナウイルス感染症対策のため、臨時休業となっている学校の児童生徒、又は出席停止等となっている児童生徒について、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、学校が課した一定の要件を満たす家庭学習の学習状況・成果が確認でき、十分な学習内容の定着が見られる場合に、再度学校における授業で当該内容を取り扱わないことができることとするものです。
- 学校が臨時休業となっている又は児童生徒が出席停止となっている状態で、家庭学習を授業そのものと認めるものではないため、その学習時間を授業時数としてカウントすることはありません。
- 各学校においては、子供たちの学習を保障するため、

- ① 休業期間中における教科書及びそれと併用できる教材を活用した家庭学習や登校日の設定、家庭訪問の実施、電話の活用等を通じた学習指導や学習状況の把握に努めるとともに、
- ② 学校再開後における、徹底した補充授業や補習などの措置を可能な限り講じていただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

**問 7 3 臨時休業に伴い、学習評価に当たって定期考査を実施しないなどの対応をしても良いか。【新規】**

- 生徒の学習評価については、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、各学校において総合的に判断して行われるものです。
- 定期考査の実施について法的な規定はなく、各学校において学校・生徒の状況等を踏まえ、適切に判断いただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 9）

**問 7 4 障害のある児童生徒に対する家庭学習の支援として留意すべきことはあるか。【新規】**

- 学校においては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行うことが重要です。特に、今年度から新たに特別支援教育を受ける児童生徒等について、個別の指導計画等を作成していない場合は、保護者等と連携しつつ実態を把握し、速やかに個別の指導計画等を作成する必要があります。
- また、家庭における学習内容の提示や教材等の提供に当たっては、児童生徒や必要に応じて協力を求める保護者等にとって実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示すことが重要です。
- さらに、家庭学習や生活面に関する児童生徒や保護者等からの問い合わせや相談についてきめ細かく対応できるよう、その連絡先・連絡手段等を具体的に示すとともに、児童生徒や保護者等とのコミュニケーションを積極的に行い、家庭等での状況を定期的に把握することが重要です。特に、通級による指導の対象の児童生徒については、在籍学級の担任と通級による指導の担当教師が連携して対応することが必要です。

- 医療的ケアが必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒については、児童生徒の健康状態や家庭の状況等を踏まえ、学習内容及び協力内容を慎重に検討することが必要です。
- 以上のほか、障害種毎の家庭学習上の留意事項について、令和2年5月7日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中における障害のある児童生徒の家庭学習支援に関する留意事項について」にまとめておりますので、ご参照ください。

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内3716）

問75 臨時休業や緊急事態宣言の期間中において、特別支援学校の産業現場等における実習（以下「職場実習」という。）は、どのように取り扱えばよいか。【新規】

- 教育課程に位置づけられている職場実習については、その実施時期や実施方法、代替手段等について、学校や設置者において検討し、適切に実施することが重要です。
- 緊急事態宣言等の期間中にもかかわらず、地域や生徒の生活圏の感染状況を踏まえ、職場実習の実施が可能、かつ、職場実習を実施する必要があると学校や設置者が判断する場合には、受け入れ先の企業等と生徒・保護者等の職場実習の実施に対する意向を確認し、三者間（学校、企業等、生徒・保護者等）でその実施について合意を得た上で、当該生徒の授業日として設定して教育課程に位置づけられている職場実習を実施することと考えられます。  
 なお、この場合、授業日は、指導要録上の「授業日数」に含まれ、授業のある生徒については出欠を記録する必要があります。

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内3716）

問76 臨時休業中に学校のICT環境整備のための工事を進めてもよいか。

- 学校のICT環境整備に関する工事を進めるにあたって、学校の臨時休業の期間を活用することも考えられますが、地域毎に感染状況や教職員の勤務状況、工事業者の対応可否も異なることから、学校や工事業者など、各関係者とよく相談の上、進めていただこうをお願いします。

担当：情報教育・外国語教育課（内3802）

**問 7 7 オンラインでの指導において教材等の著作物をインターネットで送信したい。著作権について留意すべきことはあるか。【更新】**

- オンラインでの指導の際に著作物をインターネットで送信する場合には、原則として著作権者の許諾を得る必要がありますが、平成30年の著作権法改正により、学校の設置者が一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度（授業目的公衆送信補償金制度）が創設されています。
  - この制度は、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急的な対応として、当初の予定を早め、令和2年4月28日に施行されており、また、補償金額は令和2年度に限って特例的に無償となっております。これにより、例えば、担任の先生が予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や資料をインターネットで児童生徒等に限って送信することなどが可能となります（※）。
  - なお、例えば、学校での購入が想定されるドリル・ワークブックをそのまま送信するなど、著作権者の利益を不当に害する行為は認められませんので、御注意いただければと思います。令和2年度における具体的な運用指針（ガイドライン）については、権利者と教育関係者で議論が進められた結果、4月16日に取りまとめのうえ公表（<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>）されましたのでそれらもご参照ください。
- （※）個々の教員や児童生徒等ではなく、教育委員会等の組織が主体となって教材や授業動画を作成・配信する場合は、この制度の対象外となります。この場合、権利者の許諾を得る必要があります。なお、新型コロナウイルス感染症対策による休校期間の学習のための著作物利用については、著作権者が特別の配慮をしている場合もありますので、関係の著作権等管理事業者等にお問い合わせください。

（参考）授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>

担当：文化庁著作権課（内2847・2982）

**問 7 8 臨時休業の期間中、子供たちの運動不足が懸念されるが、どのような運動を実施するのがよいか。**

○ 児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動不足やストレスを解消するための運動機会を確保することは大切であると考えており、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下で行っていただきたいと考えます。

○ 臨時休業期間中に、児童生徒が一人や少人数で安全に実施できる運動の例については、文部科学省のホームページに掲載している「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について」の中の「校庭開放を通じた子供の運動機会の確保」の資料を参考にさせていただきたいと考えます。運動時間については、学校での体育の授業時数や日常的な運動時間も考慮すれば、小学生は1日30分程度、中高生は30～60分程度を一つの目安とすることが考えられますが、児童生徒の年齢や運動不足の状況、体力や健康の状態、運動場所の利用可能時間等も踏まえ、それぞれの状況に応じて運動時間を増減し、児童生徒にとって無理のない範囲で、毎日継続的に運動を行うことが適切であると考えます。

○ また、学校やその設置者においては、安全な運動場所を確保するため、地域の感染拡大の状況を踏まえ、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮するなど、3つの密を避けつつ、学校の校庭や体育館等の施設の開放についてもご検討ください。

○ 特に、体育館等の屋内の施設を開放し、運動の機会を確保する際は、ドアや窓を広く開け、こまめな換気を心がけたり児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を消毒液を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じた上で、一度に大人数の児童生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で利用するなど、より慎重な対応が必要であると考えます。

なお、4月16日に改定された『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』において、全都道府県が緊急事態宣言の対象とされたことを踏まえ、知事から体育館等の休業が要請されている場合は、その施設の開放は控えるべきと考えます。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内2674）

### **【部活動に関すること】**

**問79 学校の臨時休業中に分散登校を実施する場合の部活動の取扱いについて。【新規】**

○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月4日変更）において、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく」と示されたことを踏まえ、部活動についても、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、分散登校の方法や

趣旨の範囲内で、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に実施することが考えられます。

- 例えば、児童生徒を2つのグループに分けた上で、①午前または午後の時間帯に登校する方法により分散登校を実施する場合は、午後に登校するグループの生徒が授業終了後に、午前に登校するグループの生徒が授業開始前に、それぞれ部活動を実施することが考えられるとともに、②特定の曜日に登校する方法により分散登校を実施する場合は、それぞれのグループが登校する曜日に、部活動を実施することが考えられます。なお、分散登校の場合における部活動は、各部に所属する生徒全員が参加して行う活動ではないため、このことを前提とした指導内容や方法を工夫する必要があると考えます。（なお、①の場合において、いわゆる朝練を奨励する趣旨ではありませんので、注意してください。）
- 部活動の活動時間についても、分散登校の方法や趣旨を踏まえたものとすべきであり、例えば、①のように午前又は午後といった限られた時間帯で分散登校を実施する場合は、活動時間は、1時間未満の短時間とすることが適切と考えられます。また、②のように特定の曜日に分散登校を実施する場合であっても、地域の感染状況にもよりますが、感染及びその拡大のリスクを低減させるために、より短時間で効率的な活動とすることが望ましいと考えます。
- 部活動の活動場所については、地域の感染状況にもよりますが、なるべく屋外で実施とすることが望ましいと考えます。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底するとともに、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用として下さい。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は絶対に避けてください。
- その際、緊急事態措置として、体育館等の使用制限等の要請等が行われる地域においては、必要に応じあらかじめ知事部局と協議を行い、その地域の感染状況や要請等の趣旨を踏まえて、部活動における学校の体育館等の利用は慎重に判断すべきと考えます。
- 以上の取扱いを踏まえた上で、分散登校の際に部活動を実施する場合は、部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒や保護者に周知するとともに、生徒に対して絶対に参加を強制することがないように十分に留意してください。
- また、部活動の実施に当たっては、部活動の実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を行うなど、「I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知）及び本Q & Aにおいて示した内容に十分留意してください。

- なお、学校の全部を休業とする場合は、従前通り、部活動は自粛すべきものと考えます。

※「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日文部科学事務次官通知）抜粋

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index\\_00007.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html)

#### 4. 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

#### 【幼稚園等に関すること】

問80 幼稚園において、小中高を対象とする「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて対応すべき内容はあるのでしょうか。【新規】

- 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については、児童生徒の学びの保障の観点から、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定などの学校運営上の工夫についてまとめたものであり、幼稚園が直接の対象となっているものではありません。

- 他方で、例えば、

- ・ 感染症対策について、幼児が感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、例えば手洗いの励行や食事の際の会話を避けること等について、発達段階に応じた指導を行うこと
- ・ 給食を提供している施設においては、配膳の過程での感染防止のため、品数の少ない献立で適切な栄養摂取ができるようにすることや、給食調理場において弁当容器等

に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられること

- ・ 登園や降園にあたって、校門や玄関口等での密集が起こらないよう時間帯を分散させるなどの工夫が考えられること
- ・ 教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行いつつ、可能な範囲内で、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの勤務形態の工夫を行うこと

など、幼稚園の日々の取組や活動の中で参考にできる部分があれば、適宜ご参考にしていただければと思います。

担当：初等中等教育局幼児教育課（内 3 1 3 6）

#### 【授業料等の取扱いに関すること】

問 8 1 幼稚園において臨時休業を行う場合、幼児教育・保育の無償化の上限額を超えて徴収される保育料（給食費・通園送迎費等は除く）の取扱はどのように考えたらよいでしょうか。

- 私学助成園における施設等利用給付の支給上限額を超える保育料や、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園における上乗せ徴収（特定保育料）の取扱については、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業期間中の徴収の取扱については保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくようお願いします。
- なお、一般論としては、臨時休業期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要な費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業中の保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。

参考：内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の『利用者負担額』及び『子育てのための施設等利用給付』等の取扱いについて FAQ（令和 2 年 4 月 14 日版）」の No. 7-2

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/shisetsu/200414-faq.pdf>

担当：初等中等教育局幼児教育課（内 3 1 3 6）

問 8 2 幼稚園において臨時休業を行う場合、臨時休業期間中における保育料以外の徴収金（給食費・通園送迎費等）の取扱はどのように考えたらよいでしょうか。

- 給食費・通園送迎費等といった、保育料以外の徴収金については、当該徴収金に対応した物品の購入や役務の提供等に係る費用の発生状況を踏まえつつ、臨時休業に伴い当該費用が縮減される場合には、徴収額の減額等を行うことが考えられます。
- 例えば、給食費について、臨時休業が長期にわたる場合等で、給食に係る食材の調達量や配食計画の見直し等により費用が縮減できた場合には、徴収額の減額等を行い保護者の負担軽減を図ることが考えられます。

参考：内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の『利用者負担額』及び『子育てのための施設等利用給付』等の取扱いについて FAQ（令和2年4月14日版）」の No. 7-3

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/shisetsu/200414-faq.pdf>

担当：初等中等教育局幼児教育課（内3136）

問 8 3 臨時休業期間中の高等学校の授業料は、返還すべきか。【更新】

- 授業料は、授業の受講や単位の認定、施設の使用など学校における教育に関する役務提供に対する対価であり、単に授業日数に応じてではなく、一定期間に行われる教育役務の提供に必要な費用の一部として学校設置者が定め、生徒に対して負担を求めているものです。
- 臨時休業により授業が行われないことになる場合においても、各学年の課程の修了や卒業の認定を行ったり、休業中の家庭学習等の支援や臨時休業終了後の補習等の配慮を行ったりするなど、教育に関する様々な役務提供があり、授業料は、こうした役務提供を含め、学校の教育活動に必要となる費用を総合して定められているものであり、その徴収については、半期、四半期、月毎などで行われているものです。
- 個々の学校における授業料の取扱いについては、学校設置者の権限と責任において適切に定め、運用すべきものであるところ、各学校において、教科書や、紙の教材、テレビ放送、オンライン教材等を活用した家庭学習を課すなど、必要な学習指導を行うとともに、土曜日や夏休み期間中の授業の実施、今後に向けて必要な準備や検討が行われていると承知しており、このような教育に関する様々な役務提供を踏まえれば、このたびの臨時休業の場合等により一時的に通学できない期間が生じたとしても、必ずしも授業料の返還が生じるものではないと考えます。

○ また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、高等学校に通う生徒の学資を負担している者の状況が変化し、授業料等の納付が困難な者に対して、各地方公共団体における授業料等の免除、減額及び猶予に関する制度等を踏まえて配慮することや、各私立学校における学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう、私立学校を設置する学校法人に対して周知するとともに、私立学校が行う学納金の減免への支援について配慮するよう各都道府県等に対してお願いしているところです。（「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付））

○ なお、高等学校が休業となり生徒が通学しなかった場合であっても、授業料には、高等学校等就学支援金が充てられます。

担当：（公立高校の授業料の徴収）初等中等教育局参事官（高等学校担当）（内 3707）  
（私立高校の授業料の徴収）高等教育局私学部私学行政課（内 2532）  
（高等学校等就学支援金）初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム（内 3578）  
（私立高校の授業料の減免）高等教育局私学部私学助成課（内 2547）

問 8 4 私立学校の臨時休業期間中のスクールバス代、空調費、寮費等は、返還するべきか。

○ スクールバス代、空調費、寮費等の授業料以外の納付金については、当該納付金の使途となる費用が臨時休業に伴って縮減される場合には、徴収額の減額、返還等を行うことが考えられます。

○ 具体的には、実際の費用の発生状況を踏まえつつ、例えば、月毎、四半期・学期毎の事前納付の場合には、学校再開後の徴収金額の中で調整することや、年間費用の事前納付の場合には、学校再開後の適切な時期に不用額を返還することなどが想定されます。

担当：高等教育局私学部私学行政課（内 2533）

#### 【学校給食休止への対応に関すること】

問 8 5 臨時休業に伴い学校給食を休止する際の留意点はあるか。

○ 学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意することが、再開時の学校給食の安定的な実施を図る観点からも重要です。

○ なお、春休みまでの臨時休業に伴う学校給食休止への対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」により創設された「学校臨時休業対策補助金」による補助の対象となっています。

○ また、4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止への対応については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能となっています。

参考：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による学校給食関係事業者への対応について  
(令和2年5月1日付事務連絡)

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2694）

【臨時休業中の昼食提供等の工夫に関すること】

問86 学校の臨時休業中においても、学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供して良いか。【新規】

○ 差し支えありません。子供の居場所確保の取組等の実施にあたり、地域の実情やニーズに応じ対応をご検討ください（臨時休業の実施に関するガイドライン参照）。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2694）

問87 5月1日付の初等中等教育局長通知において、様々な学校給食（昼食提供）の工夫が示されたが、位置づけや運営詳細をどのように考えたらよいか。【新規】

○ 学校給食を実施する際の基本的事項については、既に「学校再開ガイドライン」で示しているところです。本通知では、通常どおりの学校給食の実施に困難があると考えられる場合等の工夫をお示ししており、必ずこれらの方法で実施しなければならないという趣旨ではありません。

○ いずれの場合においても、学校運営全体の中で、実現可能な方法を判断いただくようお願いします。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2694）

問88 学校給食の献立の品数を減らす工夫とは、具体的にどういったことか。【新規】

- 配膳の過程を簡略化し、関わる人数や時間を減らす工夫の一つとして示しています。
- 献立の例としては、一般的に主食、主菜、副菜、汁物、牛乳を組み合わせた献立が提供されているところ、例えば副菜の和え物などを付けず、副菜の栄養を補えるような具沢山の汁物を提供することなどが考えられます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2694）

**問89 例外的に持ち帰りを実施する上での留意点はあるか。【新規】**

- 児童生徒の食事支援の方法の一つとして、学校給食で提供している献立やその一部の持ち帰りや配布を例外的に実施することも考えられますが、実施する場合には、保護者の希望があり、且つ、時間管理や温度管理などの衛生管理上の必要事項について保護者の同意を確認しておく必要があります。
- なお、臨時休業等の間における児童生徒の食事支援の在り方については、関係部局・団体とも連携しつつ、地域の実情やニーズに応じ対応をご検討ください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2694）

**【公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること】**

**問90 臨時休業を実施している場合、公立学校の教職員の出勤等の服務はどのように取り扱われるのか。**

- 学校施設の使用制限等の要請に基づき、又はこのほかに地域の状況を踏まえて臨時休業が実施されている場合においても、公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなりますが、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について（通知）」（令和2年4月13日付け2初初企第4号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長通知）等も踏まえ、在宅勤務や時差出勤等を適切に推進していただくようお願いいたします。なお、その際には、学校の教職員間の感染拡大を防止しつつ、必要な業務を確実に継続するため、例えば、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなど、勤務形態の工夫に努めるようお願いいたします。
- ただし、その場合であっても、児童生徒の学習がおろそかにされることや、取組を進めた自治体とそうでない自治体との間で学びの状況に大きな違いが生じることはあってはなりません。このため、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、

高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）」（令和2年4月21日付け2文科初第154号文部科学省初等中等教育局長通知）も踏まえ、臨時休業を行う場合であっても、教職員においては、自身の健康にも配慮する工夫を行いつつも、児童生徒の学びの保障等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続していただくようお願いいたします。

- なお、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行っていただきますようお願いいたします。

また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえるようお願いいたします。

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課（内2588）

問91 臨時休業を実施している場合の公立学校の教職員の勤務について、教職員自身の健康の配慮と、児童生徒の学びの保障等の確保の両立について、どのように考えているか。

- 感染症予防の観点等からも、労働安全衛生法等に基づく安全配慮義務の遵守を含め、教職員の健康配慮は非常に重要です。
- このため、臨時休業を行う場合を含め、教職員自身の健康にも配慮しつつ、教職員の在宅勤務や時差出勤等を進めることについて、これまでも通知（※）の発出等を行ってきたところです。

（※）「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日改訂）、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について（通知）」（令和2年4月13日付け2初初企第4号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長通知）等

- 一方、児童生徒の学びの保障や心のケアなど最低限取り組むべき必要な業務については、教職員が出勤しているか在宅勤務であるかを問わず、確実に継続することが必要であり、この旨を強調する意味において、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）」（令和2年4月21日付け2文科初第154号文部科学省初等中等教育局長通知）では「臨時休業を行う場合であっても、教職員においては、自身の健康にも配慮する工夫を行いつつも、児童生徒の学びの保障等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる」としたところです。

- ただし、この場合であっても、労働安全衛生法等に基づく安全配慮義務を含め、教職員の健康配慮を疎かにすることは決して許容する趣旨ではなく、教職員の健康配慮と児童生徒の学びの保障等とのバランスを取りながら、両方ともに十分に推進していくことが重要です。

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課（内 2 5 8 8）

問 9 2 臨時休業中において、公立学校の教職員が行う業務に係る公務災害補償はどのように取り扱われるのか。

- 臨時休業が実施されている場合においても、公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなり、当該勤務中において、各地方公共団体の規定や校長等の職務命令等に基づき行っている業務については、家庭訪問や訪問先への移動、在宅勤務中の業務なども含め、基本的に当該教職員の職務として遂行すべき公務であると考えられます。
- そのため、そのような業務への従事中に災害が発生した場合、一般に、公務遂行性と公務起因性の両方を満たすときには、公務災害として認められ、地方公務員災害補償法等に基づき、公務災害補償の対象となると考えられます。

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課（内 2 5 8 8）

#### 【非常勤職員等の業務体制の確保に関すること】

問 9 3 非常勤職員等の業務体制はどのようにすればよいか。

- 学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すようお願いいたします。  
具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応するようお願いいたします。

ます。

- なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるところですが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられます。

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課（内 2 5 8 8）

高等教育局私学部私学行政課（内 2 5 3 2）

#### **【子供の居場所確保に関すること】**

##### **問 9 4 放課後子供教室の実施についてどのように考えているか。【更新】**

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事から、学校施設の使用制限等の要請があった場合には、学校の設置者は、その要請内容に応じて、学校保健安全法第 20 条に基づく「臨時休業」などを行うことになります。
- 上記要請に基づき行われる臨時休業の場合の子供の居場所確保に関しては、要請の趣旨を踏まえつつ、保護者が医療従事者である場合、保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合、ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合などの居場所の確保について、都道府県の首長部局等と十分相談の上、御検討をお願いします。
- これ以外の臨時休業を行う場合において、学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明し、臨時休業を行う場合や、感染者がいない学校も含めた地域一斉の臨時休業を行う場合には、保護者に休暇を取得いただくなどの協力が必要になりますが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等との間の感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要があると考えています。その上で、臨時休業中に放課後子供教室を実施する場合には、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和 2 年 3 月 2 日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）を参照し、感染症対策や環境衛生管理に十分御留意いただくようお願いします。
- また、分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である低学年の児童が自宅一人でいる場合が生じることも考えられることから、こうした場合においても地域全体として子供の居場所づくりのひとつとして放課後子供教室を実施することも考えられます。

- いずれの場合においても、放課後子供教室を実施する際には、基本的な感染症対策を徹底するとともに、空間を広くとるなど、「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けていただきますようお願いいたします。

担当：総合教育政策局地域学習推進課（内3260）

問95 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合、財産処分手続は必要か。

- 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合は、一時的な使用（※）に当たるため、財産処分には該当せず手続は不要となります。

※一時的な使用：学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に使用する場合を指す。

担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課（内2464）

問96 学校が臨時休業となっていて放課後児童クラブが開所されている場合、学校の教職員が放課後児童クラブの業務に携わることは可能か。

- 学校が臨時休業となっている中で放課後児童クラブを開所するか否かについては、学校が臨時休業とされた状況を踏まえ、子供等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断されることとなります。

- 学校の教職員が日常的に放課後児童クラブの業務に携わることは想定されないところですが、臨時休業中に放課後児童クラブを開所するという判断が市区町村においてなされた場合においては、子供たちを放課後児童クラブ等で受け入れるための人的体制を確保する観点から、学校の教職員が、その職務である教育活動等の一環として、各教育委員会等の職務命令に基づいて放課後児童クラブ等における学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることは可能です。

ただし、当該業務はいわゆる「超勤4項目」には含まれませんので、教員が放課後児童クラブの業務に携わるのは所定の勤務時間内に限ります。仮に、通常の勤務時間よりも早い時間帯又は遅い時間帯に携わる場合には、時差出勤とすることが考えられます。

- なお、学校の教職員については、臨時休業であっても様々な業務が想定されるところであり、例えば、学級を担任する教師にあっては、当該学級の児童生徒への連絡や家庭訪問など、通常では行わない業務等があるため放課後児童クラブ等の活動に携わること

が困難であることが一般的に想定され、学級を担当する教師以外の教師、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等について各地域や学校の実情に応じて分担して放課後児童クラブを支援することが考えられるところであり、個々の教職員の業務負担を踏まえた上で、適切にご検討いただきたいと考えています。

また、放課後児童クラブとは別に、学校が自ら教育活動を展開して子供の居場所を開設する場合には、これらの活動による業務負担を踏まえた上で、放課後児童クラブの支援について御検討いただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課（内2588）

問97 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒に対してどのように配慮すべきか。

- 特別支援学校や小中学校の特別支援学級等に在籍する障害のある幼児児童生徒には、臨時休業中で保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることが考えられます。

その場合、各教育委員会や特別支援学校を設置する学校法人・国立大学法人等においては、福祉部局や福祉事務所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組んでいただくようお願いします。

- また、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の格段の配慮を行うようお願いします。

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内3193）

問98 緊急事態宣言継続後の特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒の居場所の確保に関し、放課後等デイサービス事業所と学校との連携はどのように行えばよいのか。【新規】

- これまで「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」において、以下のような取組をお示ししています。学校の臨時休業期間が長期化し、放課後等デイサービス事業所における負担が大きくなっている自治体

においては、改めて、学校施設の活用等について、教育委員会と協議することも検討されることとされております。地域の実情に応じ、適切な対応・御協力をお願いします。

#### <子どもの居場所確保に向けた人的体制の確保>

- ・ 放課後等デイサービスの業務に教職員が携わることによる子どもの居場所の確保
- ・ 福祉事業所等における受入れ準備が整うまでの間、幼児児童生徒のうち、受入れ先がない者については、学校施設で受け入れること
- ・ やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合、スクールバスや給食等、必要な対策を行った上で、学校において預かる対応をとること

#### <学校の教室等の活用>

- ・ 密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペース確保が必要であり、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合についても報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内 3 1 9 3）

#### 【図書館等の活用に関すること】

##### 問 9 9 学校臨時休業中の図書館の利用は可能か。【更新】

- 子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。
- 公益社団法人日本図書館協会が2月28日に公表した「新型コロナウイルス感染症による学校休校に係る図書館の対応について」では、「学校が休校になった場合、児童生徒が図書館（中略）を訪れる可能性は高いと思われます。各図書館・学校図書館におかれましては、自治体、教育委員会、設置母体等と、密接に情報交換・協議をして歩調を合わせ、それぞれの地域の状況に適した、感染拡大を防ぐ対応を図っていただきたい」とされています。
- その後、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策として「三つの密」を避けることが強く要請されていますが、中には、感染拡大防止のための対策を講じながら、
  - ①公共図書館や学校図書館の休館中においても、電話やインターネットで予約した本の貸出や、自宅への郵送サービス等を行う。
  - ②レファレンスサービスや、児童生徒を対象とした司書のおすすめ本を紹介する選書サービスを実施する。

③図書館のホームページで読み聞かせ動画コンテンツを公開している。

④学校図書室を児童の自主学習スペースとして活用する。

等の取組を行っている例があります。こうした例も参考にさせていただきようお願いします。

- また、分散登校を行う場合には、学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましいほか、特に時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合において、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられます。

担当：総合教育政策局地域学習推進課（内２０９３）

#### **【学校における動物飼育に関すること】**

問１００ 休業期間中における動物飼育はどのようにすればよいか。

- 学校における休業期間中における動物飼育については、組織的に行い、教師、保護者、地域の専門家等による連携した取組が期待されます。下記の公益社団法人日本獣医師会の協力を得て文部科学省が作成した教師用手引きも参考にしながら、各学校が地域の実状に合わせて工夫することが必要です。

教師用手引き「学校における望ましい動物飼育のあり方」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06121213/001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06121213/001.pdf)

担当：初等中等教育局教育課程課（内２９０３）

#### **【子供の安全確保に関すること】**

問１０１ 休業期間中の登下校時における安全確保について。【更新】

- 学校、教育委員会においては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために、臨時休業等の措置を行っていただいているところです。
- 学校が臨時休業となっている中で、分散登校や登校日の設定を行う場合は、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることや、集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導することなどの工夫が考えられます。また、安全確保については従来の交通安全や犯罪防止に伴う安全教育の内容を伝えつつ、特に通学に不慣れな小学校第１学年の安全に十分注意していただくようお願いいたします。

**【参考資料】**

- ・くいでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1358581.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1358581.htm)

**担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（内2695）**

元文科初第1780号  
令和2年3月24日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原 誠

(印影印刷)

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における  
教育活動の再開等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策に関し、2月28日に文部科学省から小学校等の一斉臨時休業を要請しました（令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知）。3月19日の文部科学大臣メッセージでもお伝えしていますが、各学校の設置者におかれては、急な要請であったにも関わらず、地域や学校の実情を踏まえ、適切かつ迅速に臨時休業等の措置を講じて頂いたことに対し、感謝申し上げます。

この度公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年3月19日））においては、春休み明け以降の学校再開に当たっては、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくこと、またこの観点から、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示されました。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することが重要であるとの考え方が示されました。

なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート（爆発的患者急増）」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなります。

これを踏まえて、3月20日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、内閣総理大臣から、新学期を迎える学校の再開に向けて、具体的な方針を、できる限り早急にとりまとめるよう指示がありました。

学校では、日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策が不可欠です。このため、学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（別添1）を作成しましたので、各学校におかれては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を始める準備を行っていただくようお願いいたします。

なお、上述した専門家会議の状況分析・提言においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。

今後も、学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、当該学校の臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、検討いただくこととなります。臨時休業を行う際の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（別添2）を作成しましたので、御活用ください。

今般の前例のない一斉臨時休業に際し、各学校や学校の設置者においては、家庭での学習環境を整えて頂くなど、様々な制約の中で、できる限りの御尽力を頂いたところでありますが、学びや生活の面で児童生徒等に様々な課題が生じていることと承知しています。学校再開に当たっては、学校や地域の実態に応じて、例えば、学年末に実施できなかった特定の単元の定着を図ったり、学びに向き合う前提となる生活のリズムを整えたりすることなどが考えられます。また、当初予定していた授業や学校行事等の年間計画を見直す学校も出てくることが予想されます。

令和2年度は、通常であっても年間を通じて業務量が最も多くなる年度当初に、一斉臨時休業を踏まえたきめ細かな対応が求められるため、教職員の負担は例年と比べても大きくなることから、学校の設置者におかれましては、学習指導員や部活動指導員等の外部人材を活用しつつ、教職員の業務の適正化等に十分御留意ください。文部科学省としても、政府一体となって、今般の一斉臨時休業に伴い生じた様々な課題に適切に対応すべく、今後とも必

要な措置を講じてまいります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

また、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和 2 年 2 月 25 日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、初等中等教育局健康教育・食育課、高等教育局高等教育企画課事務連絡）については本通知をもって廃止します。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 保健管理に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）
- 障害のある幼児児童生徒に関すること  
初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）
- 学習指導に関すること  
初等中等教育局 教育課程課（内2367）
- 部活動に関すること  
スポーツ庁 政策課（内3777）  
文化庁 参事官（芸術文化担当）（内2832）
- 学校給食に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2694）
- 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること  
初等中等教育局 財務課（内2588）
- 放課後子供教室に関すること  
総合教育政策局 地域学習推進課（内3260）
- 教科書の取扱いに関すること  
初等中等教育局 教科書課（内2411）
- 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
  - ・公立学校について 初等中等教育局財務課（内2588）
  - ・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課（内2532）
- 公立高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いに関すること  
初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム（内3578）
- 私立学校における入学料等の取扱いに関すること  
高等教育局 私学部 私学助成課（内2547）
- 就学援助等に関すること  
初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム（内2560）
- 高校生等への修学支援に関すること
  - ・高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金及び公立高校等に在学する高校生等の家計急変世帯への支援について  
初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム（内3578）
  - ・私立高校等に在学する高校生等の家計急変世帯への支援について  
高等教育局 私学部 私学助成課（内2547）
  - ・大学等への進学に際して利用できる経済的支援について  
高等教育局 学生・留学生課（内線3050）
- 私立学校に関すること  
高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）
- 国立大学附属学校に関すること  
総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 公立大学附属学校に関すること  
高等教育局 大学振興課（内3370）
- 専修学校に関すること  
総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

令和2年3月24日

## I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年3月19日））においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域、③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。

### 1. 保健管理等に関すること

#### （1）感染症対策について

##### ①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

##### 1）感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

##### 2）感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

(参考) 手洗いと咳エチケット (出典: 首相官邸ホームページ)

## 正しい手の洗い方

手洗いの  
前に

・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



② 手の甲をのぼすようにこすります。



③ 指先・爪の間を念入りにこすります。



④ 指の間を洗います。



⑤ 親指と手のひらをねじり洗いします。



⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など  
人が集まるところでやろう



× 何もせずに  
咳やくしゃみをする



× 咳やくしゃみを  
手でおさえる



○ マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)



○ ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う



○ 袖で口・鼻を覆う

また、学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、適宜、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度 0.05%~0.5%)で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法: 市販の家庭用塩素系漂白剤(原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%)を用いる場合、原液 25 mL(漂白剤のキャップ 1 杯)を 2 L の水で希釈する(約 0.06% の希釈液)。

### 3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

### ②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）が3月9日に示した見解<sup>1</sup>によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

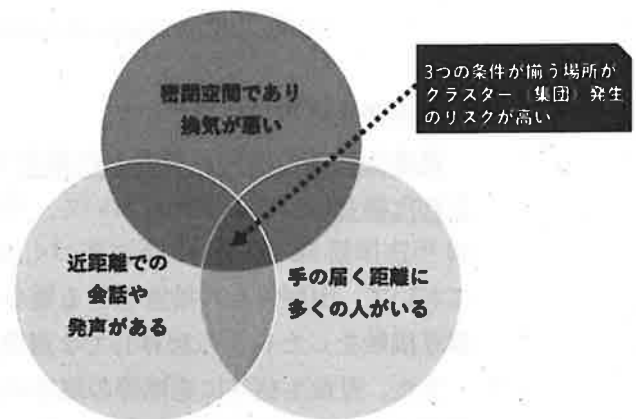
- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた

という**3つの条件が重なった場**である。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため、この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要である（図参照）。

専門家会議が3月19日に示した提言<sup>2</sup>では、この「『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」であるとされている。



<sup>1</sup> 「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（令和2年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

<sup>2</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)

この専門家会議の提言を踏まえ、学校においては以下のような対応を行うこと。

### **(1) 換気の徹底**

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

### **(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等**

多くの学校においては人の密度を下げることに限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスク\*を装着するなどするよう指導すること。

\*なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

### **(2) 出席停止等の扱いについて**

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

なお、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いに関しては、「(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について」を参照されたい。

学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「2. 学習指導に関すること」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮すること。

### (3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

#### ①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等<sup>※</sup>（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

（注）重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和 2 年 3 月 11 日版）」の、「問 19 基礎疾患のある患者について、診療を行う上での留意点はありますか？」の回答から抜粋）

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

#### ②学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められること。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

### (4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去 14 日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく 2 週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり

得るので最新の情報に注意すること。

(※)「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1)

<検疫強化対象地域>

(注：下線は、2020年3月21日午前0時(日本時間)から追加)

東アジア：中国、韓国の全域(3月9日午前0時から追加)

ヨーロッパ：シェンゲン協定加盟国(アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク)、アイルランド、アンドラ、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域

中東：イランの全域

アフリカ：エジプトの全域

<入管法に基づく入国制限対象地域>

(注：下線は、2020年3月19日午前0時(日本時間)から追加)

<中国>湖北省、浙江省

<韓国>大邱広域市、慶尚北道(清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡)

<イラン・イスラム>ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州

<イタリア>ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州

<サンマリノ>全ての地域

<スイス>ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州

<スペイン>ナバラ州、バスク州、マドリッド州、ラ・リオハ州

<アイスランド>全ての地域

## (5) 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組むこと。

## (6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

### Ⅲ.提言等

#### 2. 市民と事業者の皆様へ

##### (2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

#### 2. 学習指導に関すること

##### (1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

特に、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には、必要な措置を講じるなど十分に配慮すること。とりわけ、今春進学する児童生徒に対して措置を講じる必要性が高い場合については、当該児童生徒の学習状況を進学先の学校に共有するとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討いただきたいこと。

##### (2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条、

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 61 条等），その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となること。）

- ・ 30 文科初第 1797 号平成 31 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）<sup>3</sup>の趣旨・内容についても、引き続き踏まえること。

なお、文部科学省から各教科書発行者に対して、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているので、必要に応じて参照いただきたいこと。

### （３）各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても、本ガイドライン 1.（１）に示す感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

## 3. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

入学式及び始業式の実施に際しては、3 月 9 日の専門家会議で示されている 3 つの条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を講じること。

その他の学校行事についても、その実施に際し、上記 3 つの条件が重なることのないよう、地域の感染状況等も踏まえ、それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行うこと。

特に、修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、当面の措置として取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいこと。なお、海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期するとともに、十分に御

---

<sup>3</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1415315.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415315.htm)

検討をいただくようお願いしたいこと。

#### 4. 部活動に関する事

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

#### 5. 学校給食に関する事

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。

給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

また、給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底すること。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が考えられること。

#### 6. 公立学校の教職員の出勤等の服務に関する事

公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行うこと。

なお、教職員が勤務するにあたっては、地域や学校の実情に応じて、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

## 7. 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関する こと

学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に学校施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについて、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも、当面の間、報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用も可能であること。

## 8. その他

### (1) 公立の高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、公立高等学校及び特別支援学校等において、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学料等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

### (2) 私立学校における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、私立学校に通う児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者に対して、都道府県私立学校主管部課においては、各私立学校において学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたいこと。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれること。

### (3) 就学援助等に関すること

入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、以下の点に配慮すること。

- ・家庭や学校の状況等により、やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟な対応を

行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うこと。

- ・なお、必要に応じて、国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。

#### (4) 高校生等への修学支援に関すること

入学や新学期開始に際し、以下の点に配慮留意すること。

- ・高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど生徒等に配慮した柔軟な対応を行うこと。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 6 条第 3 項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の中途において家計急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。こうした高校生等に対する修学支援について、各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。
- ・奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。
- ・更に、卒業年次の高校生等については、次年度の進路決定にあたり、経済的理由により修学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行うこと。

本「チェックリスト」は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿った対応状況を各学校で確認する際の参考として作成したものです。

参考

## 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

### 《チェックリスト》

- ☐ 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温，風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- ☐ 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- ☐ 学校医，学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え，清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- ☐ 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- ☐ 3つの条件（換気の悪い密閉空間，人の密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため，（1）換気の徹底（2）近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- ☐ 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- ☐ 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- ☐ 部活動の実施にあたり，実施内容や方法を工夫した上で，感染防止のための対応を行いましたか？
- ☐ 学校給食の実施にあたり，感染防止のための工夫を行いましたか？
- ☐ 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？

昨日、全ての都道府県が緊急事態措置の対象となったことを受け、ガイドラインを変更し、学校の臨時休業の考え方を示します。

2 文科初第 137 号

令和 2 年 4 月 17 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原 誠

(印影印刷)

「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について（通知）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）に基づき、新型インフルエンザ等対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改定が行われました。

今般の対処方針の改定により、これまで緊急事態宣言の対象区域に属する 7 都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に、新たに 6 道府県（北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）を加えた地域を「特定警戒都道府県」と総称するとともに、これら特定警戒都道府県以外の県についても、感染拡大の傾向がみられることから、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。

これを受け、下記の通り、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」における「1. 臨時休業の実施に係る考え方について」に、新たに「(3) ② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について」を追加しました。

このことを、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄

の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

#### (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

#### ② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について

特措法第 45 条第 2 項に基づく学校施設の使用制限がない場合でも、同法第 24 条第 7 項等に基づく要請又は事実上の協力要請により、学校の臨時休業が求められる場合があります。その場合には、学校の設置者は地域や児童生徒等の生活圏（通学圏 や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断してください。その際は、都道府県等の対策本部において衛生主管部局の見解を踏まえつつ十分に検討し、慎重に判断してください。臨時休業を行う場合には「2. 学習指導に関すること」から「8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること」を参照しつつ、子どもの学びや心身の健康の保持・増進等に十分に留意ください。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 保健管理に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 学習指導に関すること  
初等中等教育局 教育課程課(内2367)
- 教科書の取扱いに関すること  
初等中等教育局 教科書課(内2411)
- 学校給食に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること  
・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)  
・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)
- 子供の居場所確保に関すること  
・保健管理について 初等中等教育局 健康教育・食育課(2918)  
・財産処分手続について 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課  
(内2464)
- 幼稚園の預かり保育に関すること  
初等中等教育局 幼児教育課(内3136)
- 私立学校に関すること  
高等教育局 私学部 私学行政課(内2532)
- 国立大学附属学校に関すること  
総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 公立大学附属学校に関すること  
高等教育局 大学振興課(内3370)
- 専修学校に関すること  
総合教育政策局 生涯学習推進課(内2939)

## Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月17日改訂版)

### 1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

#### (1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。この際、学校医等ともよく連携してください。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

#### ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

#### イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

#### ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

#### エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業

を実施する必要性は高まります。

- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

## オ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。この際、学校医等ともよく連携してください。

## (2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、地域区分の考え方に関して、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べた上で、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

### 『①「感染拡大警戒地域」』

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4 脚注参照<sup>1</sup>。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重

---

<sup>1</sup> 専門家会議提言の p4 脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

なる場」<sup>2</sup>を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとおり検討する必要があると考えられます。また、対応の検討にあたっては、専門家会議の提言も踏まえ、地域の感染状況のみならず、子供や教職員の生活圏でのまん延の状況もみながら判断することが必要です。

### 1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

### 2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

---

<sup>2</sup> 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

#### IV.提言

##### 1. 地域区分について

##### (2) 地域区分の考え方について

- 「3月19日の提言」における「II 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記(1)の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

##### ①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート(p4脚注参照。爆発的患者急増)と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

##### <想定される対応>

- オーバーシュート(爆発的患者急増)を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」<sup>2</sup>(以下「3つの密」という。)を避けるための取組(行動変容を、より強く徹底していただく必要がある。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
  - ・期間を明確にした外出自粛要請、
  - ・地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
  - ・家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
  - ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。(下線は文部科学省)

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

## II.状況分析等

### 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

### 8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。(下線は文部科学省)

### (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下、「特措法」という。）第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

- ・ 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対して、学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができるようになります（特措法第 45 条第 2 項）。また、正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、要請にかかる措置を講ずるよう指示することができます（同条第 3 項）。
- ・ 市町村においても対策本部が設置され<sup>3</sup>、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第 36 条第 6 項）。

上記の学校施設の使用制限等の要請があった場合には、学校の設置者は、その要請内容に応じて、学校保健安全法第 20 条に基づく「臨時休業」などを行うことになります。

#### ① 学校施設の使用制限等の要請があった場合の対応について

上記の要請に基づく臨時休業を行う場合には、

- ・ 後述の「2（2）登校日の設定について」の趣旨に基づく児童生徒等の登校日の設定については、必要最小限度にとどめ、都道府県の首長部局と十分相談の上、行ってください。登校日を設ける場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。以下同じ。）を避けるため、分散登校や換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行ってください。
- ・ 教職員の勤務については、児童生徒等の学習の保障の見地から必要な業務を継続していただくことになります。その際には、教職員自身の健康にも配慮しつつ、在宅勤務や時差出勤等の工夫に努めてください。

---

<sup>3</sup> 緊急事態宣言がされたときは、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域であるか否かにかかわらず、市町村対策本部が設置される（特措法第 34 条第 1 項）。

- ・ 子供の居場所の確保に向けた取組については、要請の趣旨を踏まえつつ、
    - － 保護者が医療従事者である場合
    - － 保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
    - － ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
    - － 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合
- などについて、都道府県等の首長部局と十分相談の上、検討ください。
- 居場所の確保の取組を行う場合には、基本的な感染症対策を徹底するとともに、空間を広くとるなど、3つの密を避けて行ってください。
- ・ また、これらの居場所の確保の取組を実施するにあたっては、給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、都道府県等の首長部局と十分相談の上、地域の実情やニーズに応じて対応をご検討ください。
  - ・ 児童生徒等の健康保持の観点から、地域における感染拡大の状況を踏まえ、3つの密を避けつつ、学校の校庭や体育館等の施設の開放についても検討ください。

## ② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について

特措法第45条第2項に基づく学校施設の使用制限がない場合でも、同法第24条第7項等に基づく要請又は事実上の協力要請により、学校の臨時休業が求められる場合があります。その場合には、学校の設置者は地域や児童生徒等の生活圏（通学圏<sup>4</sup>や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断してください。その際は、都道府県等の対策本部において衛生主管部局の見解を踏まえつつ十分に検討し、慎重に判断してください。臨時休業を行う場合には「2. 学習指導に関すること」から「8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること」を参照しつつ、子どもの学びや心身の健康の保持・増進等に十分に留意ください。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 （略）

2～6 （略）

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

<sup>4</sup> 在籍児童生徒の大部分が徒歩で通学している場合、自転車で通学している場合、バスや電車等で通学している場合により、考慮すべき範囲は異なる。

8・9 (略)

(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 (略)

2～5 (略)

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 (略)

## 2. 学習指導に関すること

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、次の(1)に示すICT等も活用した家庭学習と、(2)及び(3)に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

### (1) 家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度 of 教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」<sup>5</sup>に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

### (2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日(授業日を含む。以下同じ。)を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

<sup>5</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

### (3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

### 3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与されているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、主たる教材である教科書が、臨時休業期間中における家庭学習にも用いられるよう、各学校に納入された教科書について遅滞なく児童生徒に給与すること。

### 4. 心のケア等に関すること

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイヤル」等）を適宜周知・設置するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

また、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童として進行管理台帳に登録されている児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することも踏まえ、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

### 5. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

### 6. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員につ

いても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

## 7. 子供の居場所確保に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

### （1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

### （2）給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

## 8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの保育が必要な場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

なお、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事から学校施設の使用制限等の要請があった場合については、「1（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について」に記載する子供の居場所の確保に向けた取組に関する記載に基づき対応いただきたいこと。

## 感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

### <児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

### <学校>

- ・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と

学校内における活動の態様、

接触者の多寡、

地域における感染拡大の状況、

感染経路の明否等

を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談

感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止

学校の全部又は一部の臨時休業

## 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等  
(「感染拡大警戒地域」)

- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも

公共交通機関を  
通学等に利用している場合、時差  
通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業  
実施せず

首長が地域全体の活動自  
粛を強化する一環として要  
請

臨時休業を実施

※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

**臨時休業中の学習の保障等について(新規)**

学校が臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項等について  
まとめましたので通知いたします。

2 文科初第 1 5 4 号

令和 2 年 4 月 2 1 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、  
高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等に  
ついて (通知)

先般実施した「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関  
連した学習指導等の取組状況調査」の結果、個別の児童生徒の学習支援・心身の  
確認状況等に自治体間に大きな差が見られることなどが明らかになりました。  
このような実態を踏まえ、臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項等  
について以下のとおりまとめましたので、各学校及びその設置者におかれては取  
組を徹底していただくようお願いいたします。

併せて、各都道府県教育委員会におかれては、別添のチェックリストを用いて、  
域内の市町村における取組状況について報告いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委  
員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府  
県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域  
法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校

及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 臨時休業中の学びの保障等について

学校保健安全法第 20 条においては、感染症の予防上必要があるときは、学校はその設置者の判断により臨時休業を行うことができると規定されている。

これに基づき設置者が義務教育諸学校の臨時休業を行う場合においても、公教育の果たすべき役割に変わりはなく、義務教育は、

- ・ 憲法第 26 条に規定する教育を受ける権利を保障するものであり、義務教育として行われる普通教育の「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」（教育基本法第 5 条第 2 項）という目的は、すべての児童生徒に対して実現されるべきものであること
- ・ 全国どの地域においても一定水準の保障された学校教育を行うことは、家庭や地域の経済的・社会的状況等にかかわらず、子供たちに教育の機会均等を確保する上で重要な役割を有していること

等について十分留意し、必要な対応を行うことが求められる。

なお、高等学校等においても、中学校等を卒業したほぼ全ての子供たちが進学する教育機関として極めて重要な役割を果たしていることから、臨時休業期間中の学習指導等について、高等学校等の生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、義務教育諸学校と同様の対応が求められる。

### 2. 臨時休業を行う場合に義務教育の重要性の観点から取り組むべき事項

#### (1) 特定警戒都道府県も含め、すべての地域において最低限取り組むべき事項について

##### ①学習指導に関すること

令和 2 年 4 月 10 日付け 2 文科初第 87 号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（以下「学習指導通知」という）等において示しているとおり、臨時休業期間中にあっても、各設置者及び学校等が主体となって児童生徒の学習を支援するための可能な限りの措置を講じることが不可欠である。

各設置者においては、各学校が必要な措置を遅滞なく講じられるよう、下

記のような学校を支援するための取組を速やかに講じるとともに、各学校の取組状況を把握し、きめ細かく指導助言を行うこと。都道府県教育委員会においても、域内の市区町村教育委員会の状況を把握し、きめ細かく指導助言を行うこと。

#### ア. 学校が課す家庭学習の充実

学校において、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、学習指導通知に記載の家庭学習の内容の例や学習状況及び成果の把握の例なども参考にしながら、指導計画等を踏まえ、各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。その際、別紙の「学習計画表」なども参考に計画性をもった家庭学習を課すなどの工夫を講じること。

なお、出席停止措置となっている児童生徒など、やむを得ない理由により教科書が給与できていない場合にも、郵送等の手段により、速やかに給与すること。

また、ＩＣＴや電話等を活用した学習指導や学習相談を可能な限り行うこと。その際には、文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」も適宜活用すること。

(参考)

○子供の学び応援サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

#### イ. 児童生徒の学習状況の随時把握

家庭学習を適切に課した上で、教師が児童生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要であり、教師が定期的に個々の児童生徒との間で電子メール等のＩＣＴや電話、郵便等を活用した学習状況の把握を行い、児童生徒の学習を支援すること。

#### ウ. ＩＣＴの最大限の活用

「ア」及び「イ」で述べたとおり児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ＩＣＴを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、今回が緊急時であることにも鑑みると、学校設置者や各学校の平常時における一律の各種ＩＣＴ活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ＩＣＴ環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。

なお、ICTを活用した遠隔での指導等を行う際の著作物利用に係る著作権の取扱いについては、平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が4月28日に施行となり、著作権者の許諾を得ることなく円滑な著作物利用が可能となることに留意すること（補償金額については、権利者団体において、令和2年度は特例的に無償として申請）。

## ②児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、休校期間中において必ず定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握すること（概ね2週間に1回程度）。その際、保護者だけではなく、児童生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒の状況を的確に把握すること。また、新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む）を行うとともに、相談窓口（「24 時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒の状況を把握すること（概ね1週間に1回以上）。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

（参考）

○24 時間子供SOSダイヤル

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

○学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)

## ③取組にあたっての留意事項

児童生徒の状況等から、対面での指導（児童生徒の心身の状況把握や心のケアを含む）等の必要性が高い場面が生じた場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。

## （2）地域の状況に応じて取り組むべき事項について

地域や学校、児童生徒の状況を踏まえ、可能な場合においては、分散登校等による登校日の設定や家庭訪問の実施など、教師による対面での学習指導及び学習状況の把握を通じたきめ細かな対応を行うこと。

また、学校図書館についても、感染症対策を徹底した上で、例えば、分散登

校日を活用したり、時間帯を決めたりして貸出を行うなどの工夫を図ること。

### 3. 臨時休業を行う場合の教職員の勤務について

#### (1) 在宅勤務や時差出勤等について

臨時休業を行う場合の教職員の勤務については、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日）や「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について（通知）」（令和2年4月13日付け2初初企第4号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長通知）を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等を適切に推進していただいているところであるが、その場合であっても、「1」で述べたとおり、公教育の果たすべき役割は変わるものではなく、児童生徒の学習がおろそかにされることや、取組を進めた自治体とそうでない自治体との間で学びの状況に大きな違いが生じることはあってはならないことである。

このため、臨時休業を行う場合であっても、教職員においては、自身の健康にも配慮する工夫を行いつつも、児童生徒の学びの保障等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる。

具体的には、「2（1）」に述べた児童生徒への学習指導や児童生徒の心のケア等の最低限取り組むべき事項については、出勤しているか在宅勤務であるかを問わず、積極的かつ速やかに取り組むこと。

その際には、児童生徒の学習に大きなつまずきが生じ対面での指導が求められる場合や、心身の状況に懸念が生じ正確な状況把握が必要な場合など、在宅勤務では対応できず児童生徒や保護者等と対面することが必要な状況も考えられ、このような場合においては、例えば、個別又は極めて少人数集団での指導や家庭訪問の実施等も含め、適切に対応すること。

なお、こうした業務を行う場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。）を避けるため、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行うこと。また、教職員が出勤する場合にあっては、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大に向けた職場における対応について（通知）」（令和2年4月6日付け2初初企第1号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、財務課長及び健康教育・食育課長通知）等を踏まえ、換気の徹底、接触感染の防止、飛沫感染の防止などの職場内での感染防止行動等を徹底すること。

#### (2) 在宅勤務におけるICTを活用したテレワークの実施について

今回のような緊急時においては、ICTを活用したテレワークが業務の継続性からも極めて有効である。

その実施にあたっては、学校設置者や各学校の平常時の一律の各種ICT利

用のルールにとらわれることなく、学校の端末を持ち帰ったり、家庭の端末を利用したりして、各教職員が情報管理に十分配慮しつつ、ICT環境を最大限活用すること。

その際には、一般に広く普及しているオンラインストレージなどのクラウドサービスや、ソフトウェアのインストールが不要なブラウザ上で使えるサービスを適正かつ積極的に活用することで、成績情報等の機微情報を物理的に持ち運ぶ必要もなくなる。

一方、他の手段がなくやむを得ず USB 等の記録媒体を用いて機微情報を運ぶ場合には、ファイルの暗号化、記録媒体そのものの保護の徹底、作業後の確実な削除、ウイルスチェックなど、各教職員が機微情報の扱いに細心の注意を払うこと。

#### 4. 学習取組状況のフォローアップについて

各都道府県においては、域内の区市町村における取組状況について、別添2のチェックリストを用いて確認いただき、4月28日（火）までに、別添1により各都道府県における取組状況や課題等について文部科学省にお知らせいただくようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○学習指導に関すること

初等中等教育局 教育課程課(内2367)

○教科書の給与に関すること

初等中等教育局 教科書課(内2411)

○ICTの活用に関すること

初等中等教育局 情報教育・外国語教育課(内2085)

○心身の状況の把握、心のケア等に関すること

初等中等教育局 児童生徒課(内2905)

○教職員の勤務に関すること

・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)

・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)

○全般を通じた学校における保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○「4.」に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内4950)

連絡先:kenshoku@mext.go.jp

臨時休業中の児童生徒の学習の保障等のための取組状況について

都道府県名： \_\_\_\_\_

○都道府県内の市町村における取組状況について

別添2により確認した都道府県内の状況を踏まえ、以下の項目のいずれかにチェックの上、提出してください。

- ☐ 全ての市町村において、学習の保障等に関する取り組みがしっかりと行われている。
- ☐ 大部分の市町村において、学習の保障等に関する取り組みが行われている。(概ね70%以上)
- ☐ 多くの市町村で、学習の保障等に関する取組が十分行われていない。

○別添2により確認した区市町村の状況を踏まえ、課題等があれば以下に記載し、提出してください。(任意)

(自由記述)

## 臨時休業中の児童生徒の学習の保障等のための取組状況について

区市町村名：\_\_\_\_\_

| 取組内容                                                                            | ○ or × |
|---------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <b>1. 家庭学習</b>                                                                  |        |
| ①すべての児童生徒について、教科書の給与が完了しているか。                                                   |        |
| ②各教科等について、教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課しているか。                                      |        |
| ③家庭学習を課す際には、「学習計画表」なども参考に、計画性を持って課しているか。                                        |        |
| ④個々の児童生徒との間で、電子メール等のＩＣＴや電話、郵便等を活用して、学習指導や学習状況の把握を行っているか。                        |        |
| ⑤家庭環境やセキュリティにも留意しつつ、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなどあらゆる工夫をしているか。         |        |
| <b>2. 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等</b>                                                   |        |
| ①電話等を通じ、定期的に児童生徒の心身の健康状態の把握をしているか（概ね２週間に１回程度）。                                  |        |
| ②要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒について、本人との電話等により、定期的に児童生徒の状況の把握をしているか（概ね１週間に１回以上）。 |        |

# 1 しゅうかんのけいかくひょう

ねん 年    くみ 組    ばん 番    なまえ 名前

こんしゅうのめあて

かきかたの  
み ほん  
見 本

|                          |                | がくしゅう<br>学習するきょうかとないう、うんどう                                                         | ふり<br>かえり | おうち<br>ひと<br>の人の<br>しるし |
|--------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------|
| がっ につ<br>4 月 13 日<br>(月) | おきたじかん<br>8:30 | 〈こ く ご〉 きょうかしの <small>おんどく</small> 音読、かんじドリル<br>〈さんすう〉 けいさんドリル、プリント<br>〈たいいく〉 なわとび | ◎         | ✓                       |
|                          | たいおん<br>36.6℃  |                                                                                    |           |                         |
| がっ につ<br>月 日<br>(月)      | おきたじかん         | 〈     〉                                                                            |           |                         |
|                          | たいおん           | 〈     〉                                                                            |           |                         |
| がっ につ<br>月 日<br>(火)      | おきたじかん         | 〈     〉                                                                            |           |                         |
|                          | たいおん           | 〈     〉                                                                            |           |                         |
| がっ につ<br>月 日<br>(水)      | おきたじかん         | 〈     〉                                                                            |           |                         |
|                          | たいおん           | 〈     〉                                                                            |           |                         |
| がっ につ<br>月 日<br>(木)      | おきたじかん         | 〈     〉                                                                            |           |                         |
|                          | たいおん           | 〈     〉                                                                            |           |                         |
| がっ につ<br>月 日<br>(金)      | おきたじかん         | 〈     〉                                                                            |           |                         |
|                          | たいおん           | 〈     〉                                                                            |           |                         |

「こんしゅうのめあて」のふりかえり

ひと ひとこと  
おうちの人から一言

せんせい ひとこと  
先生から一言

- ① がくしゅう 学習するきょうかを 〈 〉 のなか なか にかき、そのとなりにないようをかきましょう。たいいく・うんどうのないうは、べつのシートにもかきましょう。
- ② がくしゅう 学習がおわったら、ふりかえりましょう。    よくできた◎    できた○    もうすこし△
- ③ おうちの人にかくにんしてもらいましょう。

# 1 週間の計画表

年 組 番 氏名

今週のめあて

|            |               | しゅう<br>学 習 計 画 (教科、内容)、運動              | しゅう<br>学 習<br>時 間 | ふり<br>かえ<br>返 り | 家の人<br>のかく<br>にん |
|------------|---------------|----------------------------------------|-------------------|-----------------|------------------|
| 書き方<br>の見本 | 起きた時間<br>8:30 | 〈国 語〉 音読(p.5-15)、漢字ドリル(2・3)            | 2 時間<br>30 分      | ◎               | ✓                |
|            | 体温<br>36.5℃   | 〈算 数〉 計算ドリル(p.6-10)、プリント<br>〈体 育〉 なわとび |                   |                 |                  |
| 月 日<br>(月) | 起きた時間         | 〈     〉                                | 時間<br>分           |                 |                  |
|            | 体温            | 〈     〉                                |                   |                 |                  |
| 月 日<br>(火) | 起きた時間         | 〈     〉                                | 時間<br>分           |                 |                  |
|            | 体温            | 〈     〉                                |                   |                 |                  |
| 月 日<br>(水) | 起きた時間         | 〈     〉                                | 時間<br>分           |                 |                  |
|            | 体温            | 〈     〉                                |                   |                 |                  |
| 月 日<br>(木) | 起きた時間         | 〈     〉                                | 時間<br>分           |                 |                  |
|            | 体温            | 〈     〉                                |                   |                 |                  |
| 月 日<br>(金) | 起きた時間         | 〈     〉                                | 時間<br>分           |                 |                  |
|            | 体温            | 〈     〉                                |                   |                 |                  |

「今週のめあて」のふり返し

家の人から一言

先生から一言

- ①学習 する教科を 〈     〉 の中に書き、そのとなりに内容を書きましょう。体育・運動の内容はべつのシートにも書きましょう。
- ②学習 が終わったら、学習 時間を書きましょう。
- ③学習 の内容をふり返し しましょう。     よくできた◎     できた○     もう少し△
- ④家の人にかくにんしてもらいましょう。

# 週間計画表

年 組 番 氏名

今週のめあて（学習のめあてと生活のめあてを両方書きましょう）

|            |               | 学習計画（教科、内容）、運動                                                                                                | 学習時間         | ふり返しコメント                                             | 家の人の<br>かくにん<br>確認 |
|------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------|--------------------|
| 例          | 起きた時間<br>8:30 | 〈国語〉音読(5-15 ページ)、漢字ドリル(3・4)<br>〈算数〉計算ドリル(6-10 ページ)、プリント<br>〈社会〉世界の国々の特色調べ<br>〈家庭科〉みそしるをつくる<br>〈体育〉体をのばす・ほぐす運動 | 3 時間<br>30 分 | 国によって気候がちがい、作られる農作物や主食も全然ちがった。寒い地域や暖かい地域も、もっと調べてみたい。 | ✓                  |
|            | 体温<br>36.5℃   |                                                                                                               |              |                                                      |                    |
| 月 日<br>(月) | 起きた時間         |                                                                                                               | 時間<br>分      |                                                      |                    |
|            | 体温            |                                                                                                               |              |                                                      |                    |
| 月 日<br>(火) | 起きた時間         |                                                                                                               | 時間<br>分      |                                                      |                    |
|            | 体温            |                                                                                                               |              |                                                      |                    |
| 月 日<br>(水) | 起きた時間         |                                                                                                               | 時間<br>分      |                                                      |                    |
|            | 体温            |                                                                                                               |              |                                                      |                    |
| 月 日<br>(木) | 起きた時間         |                                                                                                               | 時間<br>分      |                                                      |                    |
|            | 体温            |                                                                                                               |              |                                                      |                    |
| 月 日<br>(金) | 起きた時間         |                                                                                                               | 時間<br>分      |                                                      |                    |
|            | 体温            |                                                                                                               |              |                                                      |                    |

「今週のめあて」のふり返し

家の人から一言

先生からのコメント

- ①学習する教科を〈 〉の中に書き、そのとなりに内容を書きましょう。体育・運動の内容は別のシートにも書きましょう。
- ②学習が終わったら、学習時間を書きましょう。
- ③学習の内容をふり返し、コメントを書きましょう。
- ④家の人に確認してもらいましょう。

# 週間計画表

年 組 番 氏名

今週の目標（学習面、生活面の双方から書くこと）

毎日のタイムスケジュール

| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

|            |              | 学習計画（教科、内容）、運動                                                                                                    | 学習時間        | 振り返りコメント                                                   |
|------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------|
| 例          | 起床時間<br>8:30 | 〈国語〉プリントNo.3-5、古文の音読(p.34-41)<br>〈数学〉教科書の復習問題、応用問題(p.5-12)<br>〈理科〉学習動画視聴(第2、3回)<br>〈音楽〉アルトリコーダー<br>〈体育〉ジョギング(3km) | 4 時間<br>0 分 | かっこを外すときに、プラスマイナスを間違えることが多かった。マイナスが出て来た時には符号が逆になることを意識したい。 |
|            | 体温<br>36.5℃  |                                                                                                                   |             |                                                            |
| 月 日<br>(月) | 起床時間         |                                                                                                                   | 時間<br>分     |                                                            |
|            | 体温           |                                                                                                                   |             |                                                            |
| 月 日<br>(火) | 起床時間         |                                                                                                                   | 時間<br>分     |                                                            |
|            | 体温           |                                                                                                                   |             |                                                            |
| 月 日<br>(水) | 起床時間         |                                                                                                                   | 時間<br>分     |                                                            |
|            | 体温           |                                                                                                                   |             |                                                            |
| 月 日<br>(木) | 起床時間         |                                                                                                                   | 時間<br>分     |                                                            |
|            | 体温           |                                                                                                                   |             |                                                            |
| 月 日<br>(金) | 起床時間         |                                                                                                                   | 時間<br>分     |                                                            |
|            | 体温           |                                                                                                                   |             |                                                            |

「今週の目標」の振り返り

担任からのコメント



# 運動取組カード (小学生用)

年 組 名 前

★★★ 毎日、30分くらいを目安に、いろいろな運動を組み合わせせて取り組みましょう。★★★

| 目 標  | ※目標を達成するためにがんばりたいことなどを書きましょう。       |        |       |      |      |            |               |           |                        |
|------|-------------------------------------|--------|-------|------|------|------------|---------------|-----------|------------------------|
| 目 標  | 今週は、( ) 日、30分 運動できるようにする！           |        |       |      |      |            |               |           |                        |
| 日にち  | 取り組んだ運動 (取り組んだ運動を○でかきましょう。)         |        |       |      |      |            |               |           | 運動した時間                 |
| /    | 体を伸ばす・ほぐす運動                         | ウォーキング | ジョギング | なわとび | かけっこ | 遊具などを使った運動 | 竹馬や一輪車などに乗る運動 | ボールを使った運動 | 分                      |
| (月)  | 他にも取り組んだ運動がありましたら、( ) の中に書きましょう。( ) |        |       |      |      |            |               |           | 30分取り組めた日は○を書きましょう。( ) |
| /    | 体を伸ばす・ほぐす運動                         | ウォーキング | ジョギング | なわとび | かけっこ | 遊具などを使った運動 | 竹馬や一輪車などに乗る運動 | ボールを使った運動 | 分                      |
| (火)  | 他にも取り組んだ運動がありましたら、( ) の中に書きましょう。( ) |        |       |      |      |            |               |           | 30分取り組めた日は○を書きましょう。( ) |
| /    | 体を伸ばす・ほぐす運動                         | ウォーキング | ジョギング | なわとび | かけっこ | 遊具などを使った運動 | 竹馬や一輪車などに乗る運動 | ボールを使った運動 | 分                      |
| (水)  | 他にも取り組んだ運動がありましたら、( ) の中に書きましょう。( ) |        |       |      |      |            |               |           | 30分取り組めた日は○を書きましょう。( ) |
| /    | 体を伸ばす・ほぐす運動                         | ウォーキング | ジョギング | なわとび | かけっこ | 遊具などを使った運動 | 竹馬や一輪車などに乗る運動 | ボールを使った運動 | 分                      |
| (木)  | 他にも取り組んだ運動がありましたら、( ) の中に書きましょう。( ) |        |       |      |      |            |               |           | 30分取り組めた日は○を書きましょう。( ) |
| /    | 体を伸ばす・ほぐす運動                         | ウォーキング | ジョギング | なわとび | かけっこ | 遊具などを使った運動 | 竹馬や一輪車などに乗る運動 | ボールを使った運動 | 分                      |
| (金)  | 他にも取り組んだ運動がありましたら、( ) の中に書きましょう。( ) |        |       |      |      |            |               |           | 30分取り組めた日は○を書きましょう。( ) |
| /    | 体を伸ばす・ほぐす運動                         | ウォーキング | ジョギング | なわとび | かけっこ | 遊具などを使った運動 | 竹馬や一輪車などに乗る運動 | ボールを使った運動 | 分                      |
| (土)  | 他にも取り組んだ運動がありましたら、( ) の中に書きましょう。( ) |        |       |      |      |            |               |           | 30分取り組めた日は○を書きましょう。( ) |
| /    | 体を伸ばす・ほぐす運動                         | ウォーキング | ジョギング | なわとび | かけっこ | 遊具などを使った運動 | 竹馬や一輪車などに乗る運動 | ボールを使った運動 | 分                      |
| (日)  | 他にも取り組んだ運動がありましたら、( ) の中に書きましょう。( ) |        |       |      |      |            |               |           | 30分取り組めた日は○を書きましょう。( ) |
| 振り返り | 今週は、( ) 日、30分 運動することができた！           |        |       |      |      |            |               |           | ※運動に取り組んだ感想などを書きましょう。  |

# 屋外で行える運動の例（小学生）

- ・運動不足にならないように、なるべく屋外で【毎日30分くらい】を目安に運動しましょう。
- ・以下の例を参考にして、いろいろな運動を組み合わせで行いましょう。自分の体調や安全にも気を配りましょう。

## 体を伸ばす・ほぐす運動

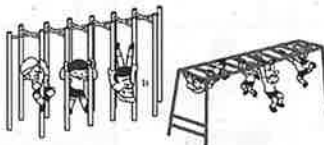
5分くらい



準備運動をしっかりと行いましょう

## 遊具を使った運動

10～15分



使い方のきまりを守って運動しましょう

## ウォーキング、ジョギング

10～15分



無理のないはやさで、続けて行いましょう

5～10分



## 竹馬や一輪車などに乗る運動

10～15分



長く乗ったり、遠くまで進んだりしましょう

## なわとび

5～10分



いろいろなとび方をしましょう

## かけっこ

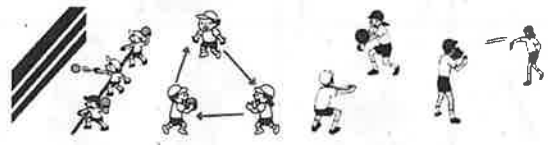
5分くらい



短いきよりを全力で走りましょう

## ボールを使った運動

10～15分



的当てやボールパス、キャッチボールなどをしましょう

※ 赤いわくの中の時間を目安として、自分で時間を増やしたり短くしたりして、無理せずいろいろな運動をしましょう。

## 注意！

- 多くの人が集まるような運動をしないで、なるべく1人で運動しましょう。
- 少ない人数で運動するときは、ほかの人と長いきよりをとって行うようにしましょう。
- 運動するときも、いきが苦しくなければ、できるだけマスクをしましょう。
- 用具や遊具を使う場合は、消毒液があれば消毒してから使うようにしましょう。
- 友達との用具の使い回しは、できるだけ、さけるようにしましょう。
- 運動する前や運動した後は、手洗いやうがいなどをしましょう。用具や遊具を使った後は念入りに手を洗いましょう。

# 屋外でのいろいろな運動の組合せ方の例（小学生）

### 【例1】家や近くの公園などで運動する場合 30分

#### ①体を伸ばす・ほぐす運動



5分

準備運動をしっかりと行いましょう

#### ②ウォーキング



10分

安全な場所で無理のないはやさで行いましょう

#### ③なわとび



5分

できるとび方で続けて何回とべるか挑戦しましょう

#### ④ボールを使った運動



10分

運動する場所のきまりを守り、安全にできる運動を選んで行いましょう

### 【例2】遊具が使える公園などで運動する場合 30分

#### ①体を伸ばす・ほぐす運動



5分

準備運動をしっかりと行いましょう

#### ②ジョギング



5分

無理のないはやさで行いましょう

#### ③なわとび



5分

いろいろなとび方に挑戦しましょう

#### ④遊具を使った運動



15分

使い方のきまりを守って運動しましょう

### 【例3】校庭や運動場などで運動する場合 30分

#### ①体を伸ばす・ほぐす運動



5分

準備運動をしっかりと行いましょう

#### ②かけっこ



5分

短いきよりを全力で走りましょう

#### ③遊具を使った運動



10分

校庭のきまりを守り、安全にできるものを選んで行いましょう

#### ④ボールを使った運動



10分

友達とボールパスをするときは、長いきよりをとって行いましょう

### 【例4】校庭や運動場などで、いろいろな用具を使って運動する場合 30分

#### ①体を伸ばす・ほぐす運動



5分

準備運動をしっかりと行いましょう

#### ②ジョギング



5分

無理のないはやさで行いましょう

#### ③ボールを使った運動



10分

校庭のきまりを守り、安全にできるものを選んで行いましょう

#### ④竹馬や一輪車などに乗る運動



10分

長く乗ったり、遠くまで進んだりしましょう

この他にも、一人や少人数で安全に行うことができるもので、自分にできる運動があれば、組み合わせてみましょう。

【例】鉄棒運動、壁倒立、バドミントン、テニス・バット・ラケットのすぶり、一人でできるダンス、腕立て伏せ、上体起こし など



# 運動取組カード (中高生用)

年 組 名 前

★★★ 毎日、30分～60分程度を目安に、いろいろな運動を組み合わせせて取り組みましょう。★★★

| 目 標  | 運動に取り組む日数                               |                       |                      |                                     | ※目標達成のために配慮することなどを書きましょう。 |                                  |                                    |
|------|-----------------------------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------------------|---------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
|      | 30分程度 ( ) 日 ・ 60分程度 ( ) 日               |                       |                      |                                     |                           |                                  |                                    |
| 日にち  | 取り組んだ運動 (取り組んだ運動を○で囲みましょう。)             |                       |                      |                                     | 運動時間合計                    |                                  |                                    |
|      | 体の柔らかさ                                  | 動きを持続する能力             |                      | 巧みな動き                               | 力強い動き                     |                                  |                                    |
| /    | <br>ストレッチ<br>その他 ( )                    | <br>ウォーキング<br>その他 ( ) | <br>ジョギング<br>その他 ( ) | <br>連続ジャンプ、<br>サイドステップなど<br>その他 ( ) | <br>縄跳び<br>球 技<br>その他 ( ) | <br>腕立て伏せ、<br>上体起こしなど<br>その他 ( ) | 分<br>60分運動した：◎<br>30分運動した：○<br>( ) |
| /    | <br>ストレッチ<br>その他 ( )                    | <br>ウォーキング<br>その他 ( ) | <br>ジョギング<br>その他 ( ) | <br>連続ジャンプ、<br>サイドステップなど<br>その他 ( ) | <br>縄跳び<br>球 技<br>その他 ( ) | <br>腕立て伏せ、<br>上体起こしなど<br>その他 ( ) | 分<br>60分運動した：◎<br>30分運動した：○<br>( ) |
| /    | <br>ストレッチ<br>その他 ( )                    | <br>ウォーキング<br>その他 ( ) | <br>ジョギング<br>その他 ( ) | <br>連続ジャンプ、<br>サイドステップなど<br>その他 ( ) | <br>縄跳び<br>球 技<br>その他 ( ) | <br>腕立て伏せ、<br>上体起こしなど<br>その他 ( ) | 分<br>60分運動した：◎<br>30分運動した：○<br>( ) |
| /    | <br>ストレッチ<br>その他 ( )                    | <br>ウォーキング<br>その他 ( ) | <br>ジョギング<br>その他 ( ) | <br>連続ジャンプ、<br>サイドステップなど<br>その他 ( ) | <br>縄跳び<br>球 技<br>その他 ( ) | <br>腕立て伏せ、<br>上体起こしなど<br>その他 ( ) | 分<br>60分運動した：◎<br>30分運動した：○<br>( ) |
| /    | <br>ストレッチ<br>その他 ( )                    | <br>ウォーキング<br>その他 ( ) | <br>ジョギング<br>その他 ( ) | <br>連続ジャンプ、<br>サイドステップなど<br>その他 ( ) | <br>縄跳び<br>球 技<br>その他 ( ) | <br>腕立て伏せ、<br>上体起こしなど<br>その他 ( ) | 分<br>60分運動した：◎<br>30分運動した：○<br>( ) |
| /    | <br>ストレッチ<br>その他 ( )                    | <br>ウォーキング<br>その他 ( ) | <br>ジョギング<br>その他 ( ) | <br>連続ジャンプ、<br>サイドステップなど<br>その他 ( ) | <br>縄跳び<br>球 技<br>その他 ( ) | <br>腕立て伏せ、<br>上体起こしなど<br>その他 ( ) | 分<br>60分運動した：◎<br>30分運動した：○<br>( ) |
| /    | <br>ストレッチ<br>その他 ( )                    | <br>ウォーキング<br>その他 ( ) | <br>ジョギング<br>その他 ( ) | <br>連続ジャンプ、<br>サイドステップなど<br>その他 ( ) | <br>縄跳び<br>球 技<br>その他 ( ) | <br>腕立て伏せ、<br>上体起こしなど<br>その他 ( ) | 分<br>60分運動した：◎<br>30分運動した：○<br>( ) |
| /    | <br>ストレッチ<br>その他 ( )                    | <br>ウォーキング<br>その他 ( ) | <br>ジョギング<br>その他 ( ) | <br>連続ジャンプ、<br>サイドステップなど<br>その他 ( ) | <br>縄跳び<br>球 技<br>その他 ( ) | <br>腕立て伏せ、<br>上体起こしなど<br>その他 ( ) | 分<br>60分運動した：◎<br>30分運動した：○<br>( ) |
| /    | <br>ストレッチ<br>その他 ( )                    | <br>ウォーキング<br>その他 ( ) | <br>ジョギング<br>その他 ( ) | <br>連続ジャンプ、<br>サイドステップなど<br>その他 ( ) | <br>縄跳び<br>球 技<br>その他 ( ) | <br>腕立て伏せ、<br>上体起こしなど<br>その他 ( ) | 分<br>60分運動した：◎<br>30分運動した：○<br>( ) |
| 振り返り | 運動に取り組んだ日数<br>30分程度 ( ) 日 ・ 60分程度 ( ) 日 |                       |                      |                                     | ※運動に取り組んだ感想等を書きましょう。      |                                  |                                    |

# 屋外で行える運動の例（中高生）

- ・運動不足にならないように、なるべく屋外で【毎日30～60分程度】を目安に運動をしましょう。
- ・以下の例を参考にして、いろいろな運動を組み合わせで行いましょう。自分の体調や安全にも気を配りましょう。

## ストレッチ

5分程度

柔 体の柔らかさを高める運動



体の各部位を伸ばして  
体の柔らかさを高めましょう

## ウォーキング、ジョギング

10～20分

10～15分

持 動きを持続する能力を高める運動

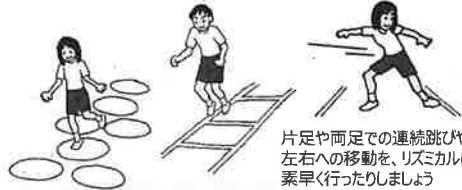


自分の体力に応じたペースを  
維持して行いましょう

## 連続ジャンプ、サイドステップなど

5～15分

巧 巧みな動きを高める運動



片足や両足での連続跳びや  
左右への移動を、リズミカルに行ったり  
素早く行ったりしましょう

## 腕立て伏せ、上体起こしなど

10～20分

力 力強い動きを高める運動



自分の体重等を利用して、腕や脚の屈伸をしたり、  
上げ下ろしをしたり、同じ姿勢を維持したりしましょう

## 縄跳び

5～15分

持 動きを持続する能力を高める運動

自分で決めた一定の時間  
や回数を続けて跳びましょう

巧 巧みな動きを高める運動

素早く跳んだり、いろいろな  
跳び方に挑戦したりしましょう

## 球技

20～30分

巧 巧みな動きを高める運動



シュートやパス、キャッチボールやラリーなど  
1人や少数で密接せずにできる運動をしましょう

※ 赤枠の時間を目安として、自分で時間を増やしたり短くしたりして、無理せずいろいろな運動をしましょう。

## 注意！

- 大人数が密集するような運動は行わず、なるべく1人で運動しましょう。
- 少人数で運動をするときは、他の人と密接しないように十分な間隔をあげましょう。
- 運動するときも、息が苦しくなければ、できるだけマスクを着用しましょう。
- 用具を使う場合は、消毒液があれば消毒してから使うようにしましょう。
- 用具との用具の使い回しは、できるだけ、避けるようにしましょう。
- 運動の前後は、手洗いやうがいなどをしましょう。用具を使った後は念入りに手を洗いましょう。
- 学校が臨時休校の場合、部活動は自粛してください。これは部活動を推奨するものではありません。

# 屋外でのいろいろな運動の組合せ方の例（中高生）

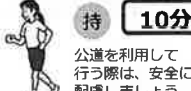
### 【例1】家庭や近くの公園で運動する場合 30分

#### ①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を  
徐々に広げる  
など、無理の  
ないよう  
に行いましょう

#### ②ウォーキング 10分



持 公道を利用して  
行う際は、安全に  
配慮しましょう

#### ③縄跳び 5分



巧 素早く跳んだり、  
いろいろな跳び方に  
挑戦したりしましょう

#### ④腕立て伏せ、上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、  
行う運動や回数を  
工夫しましょう

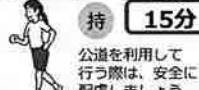
### 【例2】家庭や近くの公園で運動する場合 45分

#### ①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を  
徐々に広げる  
など、無理の  
ないよう  
に行いましょう

#### ②ウォーキング 15分



持 公道を利用して  
行う際は、安全に  
配慮しましょう

#### ③縄跳び 5分



持 時間を決めて  
続けて  
跳びましょう

#### ④連続ジャンプ、 サイドステップ 10分



巧 リズミカルに跳んだり  
素早く跳んだりしま  
しょう

#### ⑤腕立て伏せ、 上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、  
行う運動や回数を  
工夫しましょう

### 【例3】校庭や運動場などで運動する場合 45分

#### ①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を  
徐々に広げる  
など、無理の  
ないよう  
に行いましょう

#### ②ジョギング 10分



持 自己の体力に応じた  
ペースを維持して  
行いましょう

#### ③球技 20分



巧 相手と十分な  
間隔をあけて  
ラリーなどを  
行いましょう

#### ④腕立て伏せ、上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、  
行う運動や回数を  
工夫しましょう

### 【例4】校庭や運動場などで運動する場合 60分

#### ①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を  
徐々に広げる  
など、無理の  
ないよう  
に行いましょう

#### ②ジョギング 10分



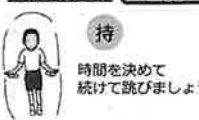
持 自己の体力に応じた  
ペースを維持して  
行いましょう

#### ③球技 30分



巧 相手と十分な  
間隔をあけて  
ラリーなどを  
行いましょう

#### ④縄跳び 5分



持 時間を決めて  
続けて  
跳びましょう

#### ⑤腕立て伏せ、 上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、  
行う運動や回数を  
工夫しましょう

この他にも、一人や少数で安全に行うことができるもので、自分にできる運動があれば、組み合わせてみましょう。

【例】鉄棒運動、壁倒立、短距離走、バット・ラケット・竹刀の素振り、一人でできるダンス など

「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を補足するものとして、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など学校運営上の工夫についてまとめましたので通知します。

2 文科初第 2 2 2 号

令和 2 年 5 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学  
校運営上の工夫について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和 2 年 3 月 24 日付け文部科学事務次官通知別添 1）及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和 2 年 4 月 17 日改訂版）」（令和 2 年 4 月 17 日付け文部科学事務次官通知別添）（以下「ガイドライン」という。）において示してきましたが、この度、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和 2 年 5 月 1 日学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会（以下「懇談会提言」という。）（別添参照）を踏まえ、ガイドラインを補足するものとして学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について下記のとおりまとめましたので、各学校設置者においては、これを参考に取組を進めてくださいますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の高等課程を置く専修学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1. 本通知の趣旨について

文部科学省が実施した調査によると、令和2年4月22日時点において、小学校及び中学校では95%、高等学校では97%について臨時休業が実施されている。一方で、懇談会提言によれば、地域によっては「徹底した行動変容の要請」が長期に渡ることも考えられ、臨時休業が長期化した場合、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習保障通知」という。）の1で示した児童生徒の学びの保障について懸念が生じることとなる。

この点は、懇談会提言においても「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とされており、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」とされている。

また、「例えば、緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である」とされている。

本通知は、学習保障通知で示した取組に加え、こうした提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら学校における教育活動を行うことに資するよう、ガイドラインを補足するものとして学校運営上の工夫の在り方を示すものである。

## 2. 最終学年等を優先した休業中の登校日の設定について

### (1) 分散登校日の設定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言の対象区域とされるなどに伴い、学校の臨時休業を続けざるを得ない地域においても、ICT を最大限活用しながら、感染症対策を徹底した上で、分散登校（児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

このような分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第 6 学年・中学校第 3 学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第 1 学年の児童にも配慮すること。

登校日については、地域や児童生徒の生活圏の感染状況を踏まえ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法が考えられる。

いずれの場合でも、学校医・学校薬剤師などと連携した学校の保健管理体制を整え、学校関係者に感染者が確認された場合の対応について確認しておくこと。

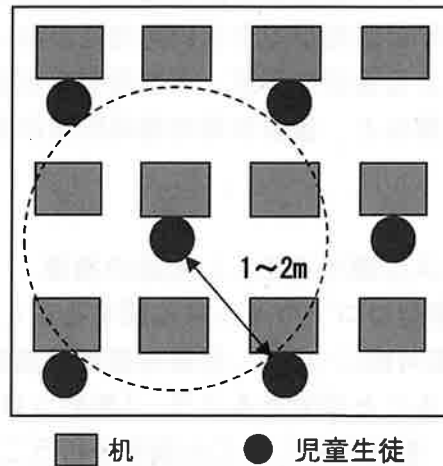
なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第 3 学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討すること。

また、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えているため、学校教育活動の再開については、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討が必要であること。

### ①身体的距離の確保

登校の際は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示した感染症対策を行うほか、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね 1～2 メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましいこと。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約 2 m の距離まで届くため、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を 1~2 m 以上保つように座席を配置する。

## ②分散登校の工夫

児童生徒数の多い学校にあつては、①に示す身体的距離の確保のため、

- ・ 時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法
- ・ 学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法

等により分散して登校するなどの工夫が考えられる。(参考資料参照)

## ③分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮すること。

## (2) 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと。

- ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・ 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ・ 体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・ 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動

## する学校行事

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じること。

### (3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等<sup>\*</sup>を活用し、発達段階に応じた指導を行うこと。

※[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

### (4) 学校給食（昼食提供）の工夫について

学校給食を実施するに当たっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示したもののほか、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられる。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる。

### (5) 学校図書館の活用について

学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましいことのほか、特に時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合において、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

### (6) 登下校の工夫について

登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることや、集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導することなどの工夫が考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意すること。

## (7) 出欠の取扱い等について

### ①学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とする場合、任意の登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱うこと。

その際、任意の登校日における学習活動について、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習指導通知」という。）の2（2）と同様に、学習評価に反映することができること。なお、登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないよう配慮すること。

また、任意の登校日における学習活動について、学習指導通知の4と同様に、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないこととすることができること。なお、一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

### ②学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とする場合、最終学年等の児童生徒を優先させて登校させ、その他の児童生徒は休業とすることなどが考えられるが、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとなる。

- ・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない
- ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する

なお、出欠を記録する際には、学習指導通知の3（2）に示したとおり、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への必要な配慮を行うこと。

## (8) 長期休業期間及び土曜日における登校日の設定等について

学習指導通知の4では、

- ・児童生徒が学校に登校できるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること
- ・その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、

土曜日に授業を行うことなどが考えられることを示している。

登校日を設ける場合も、必要に応じ、長期休業期間及び土曜日に行うことなどが考えられる。その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った日数・時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。また、週休日である土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

#### (9) 教職員の出勤について

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行いつつ、可能な範囲内で、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの勤務形態の工夫を行うこと。

### 3. 人的体制の確保に関すること

土曜日に授業を行う場合や学級を複数グループに分けて指導を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、家庭学習の支援への対応や給食時の対応、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。これらを踏まえ、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振り、外部人材の活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ、指導体制の確保を図ること。

その際、公立学校においては、学校全体の指導体制も踏まえつつ、加配教員の活用や学習指導員の追加配置、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による事業の実施等を検討されたい。特に、学習指導員等の確保に当たっては、想定されている事業内容や今回の非常時・緊急時という特質も踏まえ、必要に応じて資格要件を緩和し、退職教員や学生等の外部人材を積極的に活用すること。教育職員免許状を保有する人材が必要な場合は、臨時免許状の活用等も検討すること。

なお、人材確保に当たっては、文部科学省の「学校・子供応援サポーター人材バンク」\*も積極的に活用されたい。

※文部科学省ホームページ上で学校に御協力いただける方の登録を全国から募集し、登録者が希望する勤務地（市町村）がある都道府県教育委員会等に文部科学省から名簿を提供する仕組み。（令和2年4月24日開設）

[https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt\\_kouhou01-000006800\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000006800_1.pdf)

また、私立学校においては、指導体制の確保のための外部人材の活用といった取組等について、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）「教育の質の向上を図る学校支援経費」による補助を文部科学省から都道府県に対し行っていることから、本補助金の活用も検討されたい。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○臨時休業全般に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内3964)

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○学習指導に関すること

初等中等教育局 教育課程課(内2367)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3030)

○教職員の勤務に関すること

・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)

・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)

・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)

○人的体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内2587)

・私立学校について 高等教育局私学部 私学助成課(内2547)

・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)

## ①学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例

|        | 月      |        | 火      |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | Aグループ  | Bグループ  | Aグループ  | Bグループ  |
| 午前     | 教室での指導 | 家庭学習   | 家庭学習   | 教室での指導 |
| 昼食・登下校 | 昼食     | 登校     | 登校     | 昼食     |
|        | 下校     | 昼食     | 昼食     | 下校     |
| 午後     | 家庭学習   | 教室での指導 | 教室での指導 | 家庭学習   |

## ②学年の中で学級ごとに登校曜日を分けた場合の例 (例えば1つの学級の児童生徒が2教室ずつ使用する場合)

| 月     |       | 火     |       | 水     |       | 木     |       | 金     |       | 土     |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1組・2組 | 3組・4組 | 1組・2組 | 3組・4組 | 1組・2組 | 3組・4組 | 1組・2組 | 3組・4組 | 1組・2組 | 3組・4組 | 1組・2組 | 3組・4組 |
| 登校日   | 家庭学習  | 家庭学習  | 登校日   | 登校日   | 家庭学習  | 家庭学習  | 登校日   | 登校日   | 家庭学習  | 家庭学習  | 登校日   |

## ③学年ごとに登校曜日を分けた場合の例

|     | 月    | 火    | 水    | 木    | 金    |
|-----|------|------|------|------|------|
| 1年生 | 家庭学習 | 登校日  | 家庭学習 | 登校日  | 家庭学習 |
| 2年生 | 登校日  | 家庭学習 | 家庭学習 | 家庭学習 | 家庭学習 |
| 3年生 | 家庭学習 | 登校日  | 家庭学習 | 家庭学習 | 家庭学習 |
| 4年生 | 家庭学習 | 家庭学習 | 登校日  | 家庭学習 | 家庭学習 |
| 5年生 | 家庭学習 | 家庭学習 | 家庭学習 | 登校日  | 家庭学習 |
| 6年生 | 登校日  | 家庭学習 | 登校日  | 家庭学習 | 登校日  |

※登校日の実施に当たっては、空教室を使用するなど可能な限り身体的距離を確保